# 入　札　説　明　書

## （件名）高規格救急自動車

仙　台　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量
(2) 調達物品の特質等
(3) 納入場所
(4) 納入期限

} 別記の１

2　競争加入者に必要な資格

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当する者であること。（別記９により申請した者も含む。）
(6) 別記の８の書類を提出できる者であること。

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，別添一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）を入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

**なお，「メンテナンス体制証明書」（別紙１－１，１－２）及び「同等品申請書兼承認書」（別紙２）については，競争入札参加の前に発注課の承認を受け，競争入札参加申請書と同時に提出すること。**

4　入札保証金

入札保証金は免除する。

5　入札及び開札

(1) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。この場合において，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記５の定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。
(2) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
(3) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。
(4) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。
(5) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資

格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(7) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(8) 競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(9) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　供給物品名（件名）　　**「高規格救急自動車」**

イ　入札金額

ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示とし，**総額（消費税及び地方消費税額抜き）**で入札すること。

(11)　競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。

　なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(12)　競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(13)　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(15)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(16)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の７の(2)のとおりとする。

(17)　入札・開札日時及び場所は，別記の７の(2)のとおりとする。

(18)　競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(19)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）

(20)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(21)　入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止することがある。

(22)　入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(23)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(24)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書

(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書

(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書

(11)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(12)　公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(13)　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(14)　その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 製造請負契約について，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

(4) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）について，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(5) 落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

8　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定者を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「2　入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

9　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

10　保留条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

11　契約保証金

契約保証金は免除する。

12　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

13　支払いの条件

納入物品の代金は，検査合格後請求により30日以内に支払う。

14　契約条項

別紙契約書案，規則及び特例規則による。

15　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２(1) に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も，上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名（件名）及び数量

高規格救急自動車　　４台

高規格救急自動車（衛星電話搭載）　１台

(2) 調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

(3) 納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2－15）

(4) 納入期限

平成25年2月21日まで

2　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「大型・特殊車」で申請している者であること。

3　入札説明書等の公開期間及び入手方法

(1) 公開期間　平成24年6月27日から

(2) 入手方法　仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

4　一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成24年6月27日から平成24年7月18日 17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

5　仕様書について質問書の提出期間・場所等

上記４の(1)の期間に４の(2)の場所に，持参又は郵送すること。

6　入札参加資格の審査結果通知期限

平成24年7月31日

7　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

（調達責任者）　仙台市長　奥山　恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成24年8月7日　15時20分

イ　場　所　　仙台市財政局契約課入札室

※　郵送による場合

(ｱ)　受領期間　　平成24年7月31日から平成24年8月6日まで

(ｲ)　受領期限　　平成24年8月6日　17時00分

(ｳ)　住　　所

（郵便番号）　980-8671

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

8　その他

入札公告に示した特質等を有する物品を納品できることを証明するものとして，**競争入札参加申請書と同時に下記を提出すること。**

(1)　メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２）

(2)　同等品申請書兼承認書　　（別紙２）

(3)　仕様書別表４の資格を有していることの証明書

・高度管理医療機器等販売業許可証の写し

9　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので，本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成24年6月27日から平成24年7月18日　17時まで

(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

(4)　提出方法　持参すること。

# 留　意　事　項

※一般競争入札参加資格認定結果通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

| No | 項　　目 |
|---|---|
| 1 | 一般競争入札参加申請書 |
| 2 | 誓約書（要綱　別記様式） |
| 3 | メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２） |
| 4 | 同等品申請書兼承認書　　（別紙２） |
| 5 | 高度管理医療機器等販売業許可証 |

※上記３及び４については，事前に発注課の承認を受け，競争入札参加申請時に提出すること。

●　入札時の必要書類等

| No | 項　　目 |
|---|---|
| 1 | 一般競争入札参加資格認定結果通知書（写し可） |
| 2 | 身分を確認できるもの<br>（免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。） |
| 3 | 代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。） |
| 4 | 入札書（本市様式に限る。） |
| 5 | 入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。） |
| 6 | 再度入札等に使用する印 |

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。

（案）

㊞

契　約　番　号

第　　号

# 売　買　契　約　書

1　物件の名称　　

2　規格・数量　　別記内訳書記載のとおり

3　契 約 金 額

| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

うち消費税及び地方消費税額

| 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

4　契約保証金　　免　　除

5　納 入 場 所　　

6　納 入 期 限　　平成　　年　　月　　日

上記の物件について，仙台市を発注者，消費税及び地方消費税に係る

〔課・免〕税業者　　を受注者とし，

次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

発注者　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙　台　市
代表者　市　長　　奥　山　恵　美　子　㊞

受注者　住　所
氏　名　　㊞

（総則）

**第１条**　受注者は，発注者に対して頭書の物件を内訳書，仕様書及び図面に基づき，頭書の契約金額をもって，頭書の納入期限内に納入しなければならない。

**２**　受注者は，発注者から特に指示を受けたときは，頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。

（納入の通知）

**第２条**　受注者は，物件を納入したときは，直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。前条第２項の規定により分納する場合も同様とする。

（検査）

**第３条**　発注者は，前条の規定により納入の通知を受けたときは，その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

**２**　受注者は，前項の検査に立会わないときは，その検査の結果につき，立会わないことによる異議を申し立てることはできない。

**３**　第１項の検査に合格しないときは，受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い，納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については，前条及び前２項の規定を準用する。

（物件の引渡）

**第４条**　受注者は，納入物件が発注者の行う検査に合格したときは，納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

（一般的損害）

**第５条**　物件の引渡し前に，納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし，その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については，この限りでない。

（受注者の請求による納入期限の延長）

**第６条**　受注者は，天災地変その他その責めに帰することができない事由により，納入期限内に納入することができないときは，納入期限内に発注者に対して，その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は，発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（受注者の履行遅滞の場合における違約金）

**第７条**　受注者の責めに帰すべき事由により，頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは，発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金を徴収するものとする。

**２**　前項の違約金は，遅滞日数１日につき契約金額（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差引いた額）の1,000分の１とする。

（契約代金の支払い等）

**第８条**　受注者は，頭書の物件のすべてについて第４条の規定による引渡しがあったのち，所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

**２**　発注者は，前項の請求があったときは，これを審査し，適正と認めたときは，その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし，やむを得ない理由があるときは，その期間を45日まで延長することができる。

**３**　受注者は，発注者の責めに帰すべき事由により，前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは，発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の計算の例に準じ同条第１項の主務大臣の決定する率をもって計算した金額の遅延利息の支払い

を請求することができる。

（契約保証金の還付等）

**第９条**　受注者の納付した契約保証金は，この契約の履行完了後，発注者から受注者へ還付するものとする。

**２**　受注者が契約上の義務を履行しないとき（第７条に定める履行遅滞の場合を除く。）は，契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし，受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が，契約保証金額に対して過不足ある場合は，発注者はその過不足額を追徴し，又は還付する。

（契約変更及び中止等）

**第10条**　発注者は，必要があるときは契約の内容を変更し，又は物件の納入を一時中止し，若しくはこれを打切ることができる。この場合において，納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）

**第11条**　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2)　納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。

(3)　納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4)　前各号のほか，受注者がこの契約事項に違反し，その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

**２**　受注者は，次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約内容の変更により契約金額が３分の２以上減少するとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し，その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

**３**　前２項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**４**　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成７年１２月２５日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

**第 11 条の２**　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

（5）受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

**第 11 条の３**　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

（1）　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

（2）　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

（3）　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

（5）受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

３　前２項の規定により契約が解除された場合においては，第 11 条第３項の規定を準用する。

４　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

**第12条**　受注者は，発注者が特に承認した場合のほか，この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し，又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

**第13条**　この契約書に定めのない事項については，必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

㊞

# 内　　訳　　書

| 品　　名 | 規　　格 | 単位 | 数　量 | 単　価 | 金　額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (1)小計（各行の金額をたし上げて計算する。） | | | | | |
| (2)消費税及び地方消費税（相当）額 | | | | | |
| (3)契約金額 | | | | | |

# 質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

| 整理番号 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

| 質　問　事　項 | | 回　　答 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

印

# 入　　札　　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額

| 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先 )

仙　台　市　長

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　本人の場合

印

# 入　札　書

件名＿＿○○○○○○○○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | ¥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　代理人の場合

印

# 入　　札　　書

件名＿○○○○○○○○○○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額

| 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ￥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

# 委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先 )

仙　台　市　長

住　所

委任者

氏　名　　印

私は　　を代理人と定め, 平成　　年　　月　　日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

# 委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所　○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号

委任者　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　○○　○○　　印

私は○○○○○を代理人と定め, 平成○○年○○月○○日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　○○○○○○○○○

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑　　印

平成２４年度

# 仕　　様　　書

件名　高規格救急自動車

仙台市消防局総務部管理課

第１　入札案件

１　品名

高規格救急自動車

２　数量

４台

３　納入期限

平成２５年２月２１日

４　納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町 2－15）

第２　総則

１　目的

この仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において，平成２４年度に購入する高規格救急自動車の一切に適用する。

２　概要

傷病者を医療機関に搬送する間，救急救命士が救命処置をできるように，各種救急医療機器等を装備する消防用の高規格救急自動車（以下「救急車」という。）である。

３　適合法令

⑴　救急車は，「救急業務実施基準（昭和 39 年 3 月 3 日付け自消甲教発第 6 号通知）第９条に定める要件」，「道路運送車両法」（昭和 26 年法律第 185 号）、「道路運送車両法の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）その他関係法令，通達に適合し緊急自動車として承認の得られるものであること。

⑵　入札参加申請業者は，本仕様書別表４の医療機器等を取り扱うために必要な資格（薬事法第３９条に定める販売業の許可及び同法第３９条の２に定める管理者の設置等）を有していること。また，競争入札参加申請時にこれらを証明する書類を提出すること。

４　製作上の問題処理

製作は，仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い，仕様内容に疑義の生じた場合は，その都度速やかに当局と協議し，指示を受けること。

なお，仕様変更は，事前に発注者の承認を受けること。又，救急車製作に当り工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは，受注者がこれらの問題解決を行うこと。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し，次のとおりとすること。

⑴　各装置及びパーツの取り付けは，原則としてボルト締付けとすること。

なお，ボルト等は，ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

⑵　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は，すべてコーキングをすること。

⑶　清掃，点検，調整及び修理が容易に行えること。

⑷　使用取扱上の安全性，操作性を十分に考慮したものであること。

⑸　全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

⑹　堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり，かつ，維持管理が経済的に行えるものであること。

⑺　水洗い整備ができるとともに，残水等の生じない構造とすること。又，フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には，適切な保護対策を講じること。

６　規格及び表示

規格

⑴　車両に使用する材料及び部品は，特に指定するものを除き，すべて日本工業規格（ＪＩＳ）

のものを使用すること。ただし，ネジ類については，ＩＳＯネジ又は，これに準じたものを使用すること。

⑵　表示

ア　車両に使用する絵表示以外の表示は，日本語，又は英語で表示すること。

イ　車両に使用する単位等の表示は，すべてSI単位で表示すること。

７　登録の費用

自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者負担とし，車庫証明書その他救急車の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

また，自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は，発注者が負担するので受注者が立替え払いし，納車後に当該車両代金と別に発注者に請求すること。

８　登録の代行

救急車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

９　保証

救急車の保証期間は，検査合格後１年とし，公表されたメーカー保障期間が１年より長期となる場合は，メーカーの指定する期間とする。

なお，保証期間後であっても設計，製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については，受注者が無償で修復すること。

10　事故防止

架装及び車両の移動に当たっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当局に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　検査

⑴　受注者は，発注者が行う検査を受けること。

⑵　検査は，車検取得後，救急車納入時に行うものとする。

⑶　その他必要に応じ検査を行うものとする。

12　提出書類

12－１　提出書類

⑴　製作承認図書類，完成図書及び取扱説明書は，すべてＡ４判ファイルに一括綴じること。（写真は除くこと）

⑵　図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。

⑶　外国製品については，すべて日本語に翻訳すること。又，各単位には，ＳＩ単位を併記すること。

⑷　外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は，次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア　会社名

イ　所在地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

12－２　着手届け・・・１部

契約日の翌日まで，当局に着手届けを提出すること。

12－３　全体工程表・・・２部

契約後１４日以内に，シャシの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12－４　製作承認図書類・・・３部（返却分１部を含む）

受注者は，架装開始前に，仕様書に基づく次の書類を提出し，当局の承認を受けること。

⑴　架装工程表（外注先の作業工程を含む）

⑵　製作承認図

ア　架装外観４面図
イ　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図）
ウ　電気配線図（種類，ヒューズ容量明示）
エ　改造自動車重量計算書

12－５　完成図書・・・５部（車両台数プラス１部）

完成図書は，次のとおりとし，完成車納入時に提出すること。

12－５－１　シャシ関係図

⑴　シャシの諸元明細書又は詳細な仕様書
⑵　シャシカタログ
⑶　シャシ使用電球型式一覧表
ア　名称（取付位置）
イ　種類
ウ　型式
エ　その他
⑷　シャシ使用ヒューズ型式一覧表
ア　名称
イ　数量
ウ　定格（アンペア数）
エ　形状
オ　寸法
カ　取付位置
キ　その他

12－５－２　架装関係図書・・・５部（車両台数プラス１部）

⑴　架装外観４面図（承認図を修正したもの）
⑵　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図で承認図を修正したもの）
⑶　電気配線図（承認図を修正したもので種類，電球のワット数とＪＩＳ番号明示）
⑷　使用電球一覧表
ア　名称（取付位置）
イ　種類
ウ　型式
エ　その他
⑸　使用ヒューズ一覧表
ア　名称（系統名）
イ　数量
ウ　定格（アンペア数）
エ　形状
オ　寸法
カ　取付位置
キ　その他
⑹　装備品等一覧表（品名，数量，製作会社名，電話番号，型式明示）
⑺　装備品等の仕様明細書（諸元明示）
⑻　装備品等のカタログ又は写し
⑼　改造自動車等審査届出書写し
⑽　自動車検査証の写し

12－６　取扱説明書・・・５部（車両台数プラス１部）

⑴　シャシ取扱説明書（シャシ取付品を含む）
⑵　装備品取扱説明書
（ストレッチャー，インバーター，電子サイレンアンプ，赤色警光灯類，その他取付品積載品付属品等）
12－７　写真（ネガ又はＣＤ－Ｒ等の電子データ付）
⑴　架装工程写真（カラーＬ判）・・・１式
救急車架装中のもので工程ごと提出すること。
⑵　完成写真（カラーＬ判）
ア　緊急自動車事前届出用（前後左右撮影，車検取得前のもの）・・・２部（１台当たり）
イ　緊急自動車届出用（前後左右撮影，車検取得後のもの）・・・２部（１台当たり）
ウ　資機材収納部の状況　・・・１部（１台当たり）
13　無償点検整備
納車後６ケ月の法定定期点検整備は，受注者が無償で行うこと。
14　その他
道路交通法施行令第１３条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして，当該車両の車両型式，車体番号が記載されている書類，及び上記「１２－７（２）ア」の写真を車検取得日の１０日前までに提出すること。

第３　仕様
１　材質の規格
⑴　材料及び部品は，すべて新規製品を使用すること。
⑵　ステップ等は，アルミ縞鋼板又はステンレス鋼板を使用し，表面は防滑テープ処理すること。
⑶　外部に取り付けるボルト，ナット類は基本的にステンレス製とし，それによりがたい場合は当局と協議すること。
⑷　コーキング及びシーリング類は，弾力性のあるものを使用し，経年変化により硬化しないものとすること。
⑸　その他の材料は，次によること。
ア　プラスチック類は，すべて難燃性のものを使用すること。
イ　ゴム製品は，すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
⑹　潤滑油及び各種作動油は，各メーカーが指定するものを使用すること。
２　主要諸元

| | |
|---|---|
| ⑴　エンジン | 水冷４サイクルのガソリンエンジン |
| ⑵　総排気量 | 2,600cc 以上 |
| ⑶　最高出力 | 公称出力が 110kW（150ps）以上 |
| ⑷　軸　　数 | ２軸 |
| ⑸　駆動方式 | ４輪駆動 |
| ⑹　変速装置 | オートマチックトランスミッション |
| ⑺　軸間距離 | 3,500mm 以内 |
| ⑻　車両寸法 | |
| 全　　長 | 5,750mm 以内 |
| 全　　幅 | 1,900mm 以内 |
| 全　　高 | 3,000mm 以内 |
| ⑼　車両総重量 | 3,500 kg未満（別表２及び４の重量を含む） |

３　シャシ（機関及び台車）
３－１　シャシ規格

⑴　使用するシャシは，平成２４年度に製作されたものを使用すること。
⑵　使用するシャシは，平成１７年基準50％低減レベル以上の低排出ガス認定車とすること。
３－２　オートマチックトランスミッション
⑴　電子制御式オートマチックトランスミッションとすること。
⑵　前進がオーバードライブ付で４速以上であること。
⑶　オートマチックトランスミッションには，ロックアップ機構が付属していること。
⑷　オートマチックトランスミッションには，エンジン始動後Ｐレンジから Ｒレンジにシフトする際ブレーキペダルを踏まないとシフトできない構造（シフトロック装置）の安全装置を装備していること。
⑸　シフトレバーの位置は，進行方向に向かってステアリングホイールの左側とすること。
３－３　ブレーキ装置
⑴　フロントブレーキは，ベンチレーテッドディスクブレーキとすること。
⑵　主ブレーキには，ＡＢＳ（４輪アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
⑶　駐車ブレーキ（サイドブレーキ）は，機械式のブレーキ装置とすること。
３－４　サスペンション
⑴　サスペンションは，救急自動車として最適なものとすること。
⑵　フロントに，スタビライザを取り付けること。
３－５　ステアリング装置
⑴　ステアリングホイールの位置は，進行方向に向かって右側とすること。
⑵　ステアリング装置はパワーステアリングとし，チルトできる構造とすること。
３－６　ウインカー及びペダル類の位置
⑴　ウインカーレバーは，進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
⑵　ペダル類は，進行方向に向かって右側からアクセルペダル，ブレーキペダルの順に配置し，操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
⑶　運転者が進行方向に向かって右側に着座し，運転に支障のないよう計器，レバー及びその他機器類を適切に配置すること。
３－７　電気装置
⑴　電気装置は，直流１２Ｖのマイナスアース式とすること。
⑵　シャシエンジンには，次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
ア　オルタネーターは，１２Ｖ－１４０Ａ以上とすること。
イ　オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは，オルタネーターに適合するものとすること。
⑶　バッテリーは，ＪＩＳ規格５５Ｄ２３Ｒを２個又は１１５Ｆ５１を１個とし，コード類は十分に余裕を取ること。
３－８　タイヤ
⑴　使用タイヤは，スペアタイヤを含めチューブレスラジアルタイヤとすること。
⑵　スペアタイヤの脱着が，容易に行える格納装置を適切に取り付けること。
３－９　燃料タンク
燃料タンクの容量は，６５リットル以上とすること。
３－10　視界
⑴　フロント及びリヤの両方のウインドーに間欠式ワイパーを取り付けること。
⑵　左右のフロントドアには，大型のアウターミラーを取り付けること。
⑶　アウターミラーは，運転席から上下左右の傾きの調整及び格納できる電動リモコンミラーとすること。
⑷　フロント及びリヤには，アンダーミラーを取り付けること。
⑸　リヤウインドーは，デフォッガーを取り付けること。

なお，高温防止の安全対策として，一定時間で電流が止まるタイマー付とすること。
⑹　助手席のドアには，上記⑶以外に助手席専用のアウターミラーを適切に取り付けること。
なお，このミラーは可倒式とすること。
⑺　運転室のルームミラーは２段式等とし，助手席からも後方が確認できるようにすること。
⑻　運転席及び助手席ドアの窓ガラスは，電動で上下するパワーウインドウとすること。

３－11　取付計器

⑴　スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。
⑵　エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
⑶　燃料計を取り付けること。
⑷　トランスミッションのポジショニングをメーターパネル内に取り付けること。
⑸　上記の計器は，夜間用の照明灯（内部照明でも可）を取り付けること。

３－12　運転室のエアコンディショナー

⑴　暖房装置
ア　暖房装置は，エンジン冷却水利用の温水型とすること。
イ　暖房装置を運転室内の適切な位置に取り付けること。
ウ　暖房装置は，運転室内を有効に暖房するのに必要な能力を有するものとすること。
エ　暖房装置は，シャシメーカー純正品とすること。

⑵　冷房装置
ア　冷房装置は，シャシエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。
イ　冷房装置を運転室内のフロントの適切な位置に取り付けること。
ウ　冷房装置は，運転室内を有効に冷房するのに必要な能力を有するものとすること。
エ　冷房装置は，シャシメーカー純正品とし，冷媒に使用するガスは，代替フロンガスとすること。
オ　ドレーン水は，適切に車外に排出できるものであること。
なお，冷房装置運転時，結露等のないように適切に対処すること。

⑶　換気装置
ア　外気を運転室内に導入し，送風する換気装置を取り付けること。
なお，この換気装置は，外気を遮断し，運転室内の空気を循環する機能も併せて有するものとすること。
イ　換気装置は，上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。

３－13　運転室内取付品

⑴　運転席及び助手席用のサンバイザーを取り付けること。
⑵　運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。
⑶　運転席及び助手席には，ＥＬＲ付き３点式シートベルトを取り付けること。
⑷　運転席用の補助拘束装置（ＳＲＳエアバック）を取り付けること。
⑸　運転室の床面には，フロアシートを張ること。
⑹　運転席又は助手席付近に小物入れを取り付けること。

３－14　その他

⑴　ヘッドライトは放電管式バルブ型とし，フォグライトは放電管式バルブ型又はハロゲンランプとすること。
⑵　冷却水は，ロングライフクーラントを使用し，凍結温度を－１５℃以下に設定すること。
⑶　各車輪にマッドガードを取り付けること。

４　車体の構造及び架装

４－１　車体の構造

⑴　車体は，大きく分けて運転室と傷病者室に分けること。
⑵　運転室と傷病者室は，完全に仕切ることなくウォークスルータイプとすること。

⑶　天板は，断熱性及び遮音性を十分に考慮した構造とすること。
⑷　側板は，各種資材の収納及び取り付けに対し十分に耐える構造とすること。
⑸　傷病者室の床は，次のとおりとすること。
ア　水洗いに適した防水処置を施すこと。
イ　床は，鋼板の上に合板等を張り，更にその上に保護材を張ること。
ウ　資器材収納庫等床に直接固定するものについては，十分な防水対策を講じること。
エ　床に張るロンリューム等は，壁面（床に直接固定している資器材収納庫等の壁面を含む。）を防水加工すること。
オ　ロンリューム等は，内装色と調和する色調とすること。
⑹　乗降用ドアは４箇所とし，次のとおりとすること。
ア　運転室の左右側面にドア（運転席用及び助手席用）を取り付けること。
イ　助手席ドアの後部にサイドスライドドアを取り付けること。
ウ　車体後部には，跳ね上げ式ドアを取り付けること。
エ　４箇所の乗降用ドアを含むすべてのドアに施錠装置を取り付けること。
なお，この施錠装置は，運転席のドアのロック又はリリースに併せ４箇所のドアがすべて連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。
オ　キーレスエントリー装置（ワイヤレスのドアロック装置でドアのロック及びリリースが容易にできる装置）を取り付けること。
⑺　傷病者室には，次のとおり窓ガラスを取り付けること。
ア　傷病者室左サイドスライドドアの上半分に取り付けること。
イ　跳ね上げ式の後部ドアに埋め込み式の窓ガラスを取り付けること。
ウ　傷病者室内の左側に窓ガラスを取り付けること。
エ　跳ね上げ式の後部ドアの窓ガラスは，赤外線及び紫外線をカットする機能を有すること。
オ　上記の窓ガラスはすべて下方が曇りガラス，又は，これと同等の処理を行うこと。

４－２　座席

⑴　乗車定員は，７名以上とすること。
⑵　運転室には，運転席と助手席を設けること。
⑶　傷病者室には，助手席側に３名分以上の座席を取り付けること。このうち１名分（前方に位置する座席）は，前向きのハイバックシートとすること。
ハイバックシートを含むシート下部は収納ボックス又はスペースとすること。又ハイバックシートには，３点式シートベルトを取り付けること。
⑷　傷病者（１名）用ストレッチャーが収納できる防振ベッドを傷病者室に取り付けること。
⑸　ストレッチャーの前方に１人掛け座席（背当て付きメディカルシートで跳ね上げ式）を設けること。
⑹　傷病者室の座席（ハイバックシート除く）には，２点式シートベルトを取り付けること。
⑺　傷病者室の助手席側の座席にバックボードを固定し，傷病者１名を収容できるようにすること。
⑻　座席表面はレザー（ビニール可）のシート生地を使用すること。
なお，シート生地は，内装色と調和する色調とすること。

４－３　資器材収納庫

⑴　構造は堅ろうで，かつ，走行中の振動による異常がないものとすること。
⑵　外面及び内面は危害を生じ，又は収納物に損傷を与えるおそれのないものとすること。
⑶　各扉及び引出装置には，走行中の振動等により開放しないような固定装置を取り付けること。
なお，固定装置は，容易に固定及び解除ができるものとすること。
⑷　内面には，必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材を取り付けること。

⑸　設置位置は，次のとおりとすること。
ア　傷病者室の前方
イ　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック）
ウ　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック上部）
エ　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック下部）
オ　傷病者室左側の横向き２人又は３人掛け座席下部
カ　その他必要と認める箇所
⑹　傷病者室の前方の資器材収納庫
資器材収納庫内に自動式心マッサージ器及び自動式人工呼吸器（いずれも支給予定品）を収納するための，資器材固定用のマジックベルト等を取り付けること。
⑺　傷病者室の右側のＭＥ機器ラック
（収納及び設置予定資器材）
ア　患者監視装置（支給予定品）
イ　輸液ポンプ（支給予定品）
ウ　タブレット端末（支給予定品）
エ　その他必要と認める箇所
⑻　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック上部）
（収納及び設置予定資器材）
ア　加湿流量計付酸素吸入装置
イ　耐振動血圧計メーター（ウォール型）
ウ　輸液ビンホルダー
エ　酸素マスク収納庫
オ　配線及び輸液管等のフック
⑼　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック下部）
上部分に引き出し式の収納庫を取り付けること。
⑽　車体の右側
ア　収納箇所は，雨水等が侵入しない構造とすること。
イ　車外から容易に取り出せる箇所に，別表２の救助器具等を収納すること。
⑾　傷病者室左側の座席下部の資機材収納庫
この部分には，小物が収納できること。なお，携帯型酸素吸入器の予備ボンベ（２リットル）が固定できる金具等を取り付けること。
⑿　酸素ボンベ収納庫
ア　傷病者室からボンベのバルブの操作が，容易にできるものであること。
イ　ボンベの残量が，容易に確認できるものであること。
ウ　酸素ボンベの固定装置は，１０リットルボンベ２本以上を収納でき，それぞれ個別に脱着できる構造とすること。
⒀　傷病者室右側のＭＥ機器ラック下部にダストボックスを収納すること。
⒁　傷病者室内天井に物入れ用ネットシェルフを前後に取り付けること。
⒂　洗浄装置の上部に，自動手指消毒器を取り付けること。
４－４　ストレッチャー防振架台
⑴　傷病者室中央付近に取り付けること。
⑵　当局で指定するメインストレッチャーを確実に固定し，かつ，容易に解除できる構造の固定装置を取り付けること。
⑶　架台は，ストレッチャーの搬入搬出が容易に行え，搬入時に脱輪し難い構造とすること。
⑷　架台は，左右にスライドが可能な構造とすること。
⑸　架台は，走行等による振動，及び縦横の加速度を吸収する懸架システムを装備しているこ

と。

⑹　左右のスライド幅は２８０ｍｍ以上とし，２箇所以上の位置でロックすることができるものであること。

４－５　酸素吸入装置（定置型人工酸素蘇生及び酸素吸入装置）

⑴　酸素ボンベから傷病者室内に酸素配管を取り付けること。

⑵　酸素配管は，主として側板内及び天板内に敷設し，車内に露出しない構造とすること。

⑶　酸素配管は，十分な耐圧力及び耐蝕性を有するとともに，走行中の振動及び衝撃等に十分に耐える強度の材質のものを使用すること。

⑷　酸素配管には，酸素ボンベ固定装置付近に酸素送り出し用接続口を，傷病者室の次の箇所には，酸素取り出し用接続口を取り付けること。

ア　傷病者室右側壁面に２箇所，接続口型式は川重型とすること。

イ　傷病者室右側壁面の加湿流量計部分に１箇所取り付けること。

ウ　接続口付近に「酸素」の銘板を取り付けること。

⑸　加湿流量計付酸素吸入装置（２人用）を傷病者室右側壁面に適切に取り付けること。

なお，構成品は次のとおりとすること。

| | |
|---|---|
| ア　減圧弁は，２次圧 0.45MPa（4.5kg／cm$^2$）ヨーク型バルブ用 | ２個 |
| イ　三方チーズ（高圧用） | １式 |
| ウ　二連式加湿流量計 | １式 |
| エ　デマンドバルブ用アウトレット（マニホールド） | ２個付 |
| オ　配管ホース（高圧用） | １式 |
| カ　転換器用延長ホース（10m） | １個 |
| キ　二連式加湿酸素流量計用ブラケット | １式 |
| ク　１０リットル酸素ボンベ | ２本 |

４－６　洗浄装置

洗浄装置は，傷病者室の前方の左右いずれかに取り付けること。

⑴　水栓は，電動ポンプによるワンタッチ給水とすること。

⑵　手洗い用シンクを取り付けること。

⑶　水栓には，清水タンクから水を補給する構造とすること。

⑷　シンクからの排水は汚水タンクに溜める構造とすること。

⑸　清水タンクは，５リットル以上のタンクとすること。

⑹　汚水タンクは，５リットル以上のタンクとすること。

⑺　清水タンク及び汚水タンクは，容易に脱着できること。

４－７　資器材取付

当局支給の搭載品，本仕様で装備する資器材を次のとおり取り付けること。

⑴　金属製棚は，鋭利な部分をなくし，当該棚により危害が生じない構造とすること。又棚のエッジ部分にはゴム〈合成樹脂製品でも可能〉で被覆すること。

⑵　金属製棚にボルト等で取り付ける場合は，器具を用いることなく脱着できるようにすること。

⑶　固定又は取り付けは，堅ろうで，かつ，走行中の振動等により異常が生じないようにすること。

⑷　傷病者室の右側のＭＥ機器ラックに次の資器材を取り付け，また容易に取り付け取り外しができるよう専用のブラケット又はホルダーを取り付けること。

ア　患者監視装置（支給予定品）

専用ブラケット及び本体を確実に固定し，操作に支障のない構造とすること。

イ　輸液ポンプ（支給予定品）

専用のブラケット又はパイプホルダーを作成し固定すること。また，パイルダーの取り

付け位置は，輸液ポンプ装着時においても操作に支障をきたさない位置とすること。

ウ　耐振動血圧計メーター

取り付け専用のブラケットを作成し，壁面に取り付け固定すること。

エ　吸引器

取り付け専用のブラケットを作成し，壁面に取り付け固定すること。

オ　タブレット端末

専用のブラケットを作成し，操作に支障のない構造として取り付けすること。なお，タブレット端末の大きさは，別途指定する。

４－８　ステップ及び保護装置等

⑴　サイドスライドドアからの乗降用として，スライドドア内側に階段式ステップを取り付けること。（踏面には防滑ﾃｰﾌﾟ貼付）

なお，このステップの床面及び立ち上がり部分には，塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。

⑵　運転室への乗降用ステップに，塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。

⑶　後部ドアからの乗降用として，ステップを取り付けること。（踏面には防滑ﾃｰﾌﾟ貼付）

このステップの床面及び立ち上がり部分には，塗装剥離防止のためアルミ製の保護板を張ること。

⑷　傷病者室床面の後端部にステンレス製の保護板を張ること。

⑸　傷病者室の床面（スライドドアの昇降口）に金属製等の保護板を張ること。

４－９　取付品

⑴　バックアイカラーカメラ，カラーモニター兼用ナビゲーションシステム及びＥＴＣ車載器

ア　バックアイカラーカメラを車体後部の適切な位置に取り付けること。

イ　バックアイカラーカメラは，次のとおりとすること。

走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合（又は後方モニターＯＮの場合），自動的にカラーモニターに車体後方を写し出すものであること。

ウ　キャビン内のダッシュパネルの適切な位置に，カラーモニターを取り付けること。

エ　カラーモニターは，次のとおりとすること。

(ｱ) カラーモニターはビルトイン又はインダッシュ方式であること。

(ｲ) 走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合（又は後方モニターＯＮの場合），自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。

(ｳ) カラーモニターの画面サイズは，６．５インチ以上とすること。

(ｴ) ＴＦＴカラー液晶モニターとすること。

(ｵ) 昼夜の照度調節が自動であると共に，手動スイッチにより切替えができるものであること。

(ｶ) バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。

(ｷ) カラーモニターは，カーナビゲーションシステムのモニター兼用であること。

(ｸ) ナビゲーション機能は地図情報，車両の位置・進行方向，方位及び渋滞情報等を運転手に正確に提供できることとし，ＨＤＤ又はＤＶＤ方式とする。

(ｹ) カーナビゲーションシステムの地図情報は，緊急消防援助隊として活動する場合を想定し，全国地図及び各都市の詳細な市街地図とし，納車時最新版であること。

オ　バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。

カ　バックアイカラーカメラの取り付け及び配線引き込みは，防水対策を適切に行うこと。

キ　ＥＴＣ（有料道路自動料金支払システム）車載器は，目立たない場所に取り付けすること。

⑵　上衣フック

運転室の後部の適切な位置に上衣フックを３箇所取り付けること。

⑶　小物入れ
運転室の左右ドアの内側に，ドアポケットを取り付けること。
⑷　消防章
消防章をフロントグリル付近の適切な位置に取り付けること。
⑸　消火器
車両用ＡＢＣ粉末６型の消火器を室内の適切な位置に取り付けること。
⑹　タオル掛け
ステンレス製パイプ式のタオル掛けを洗浄装置の付近の適切な位置に取り付けること。
⑺　ホワイトボード
ア　取り付け位置は傷病者室とし，別途指示する。
イ　大きさは，200㎜×200㎜程度とすること。
⑻　アシストグリップ
ア　取り付け位置は，傷病者室の天井付近及び後部ドア付近左側とすること。
イ　取り付け数量は，天井付近については２箇所以上とし前後に取り付け，後部ドア付近左側については，大型のものを取付けること。
⑼　カーテン
ア　傷病者室左サイド部の窓ガラス（スライドドア含む）及び後部ドアの窓ガラス部分にカーテンを取り付けること。
イ　後部ドアの窓ガラス部分のカーテンは，電動カーテンとすること。
なお，スイッチは，運転席の適切な位置に取り付けること。
ウ　カーテンにはすべて，収納用のホック付バンドを取り付けること。
⑽　アナログ式時計
傷病者室の適切な位置にアナログ式時計を取り付けること。
⑾　地図入れ
地図収納スペースを適切な位置に取り付けること。
⑿　ペーパータオル収納ボックス
傷病者室の酸素ボンベ収納部壁面にペーパータオル収納ボックスを取り付けること。
⒀　ポータブル温冷蔵庫
１人掛け座席周囲の床部分に，ポータブル温冷蔵庫の固定具を取り付けること。
⒁　ティシュ・グローブボックス
傷病者室の適切な位置にティッシュ及びグローブボックス固定器具を取付けること。
５　電装品
５－１　赤色灯
５－1－1　赤色警光灯
⑴　フロント上部にビルトインタイプの赤色警光灯を一式，リヤ上部に同じくビルトインタイプの赤色警光灯を２箇所取り付けること。ただし，散光式警光灯（ＬＥＤ式）のものは，両側方から有効に視認できるものであること。
⑵　雨漏れ等のないように適切に取り付けること。
⑶　赤色警光灯の取り付けは，防水対策に十分対処すること。
５－1－２　赤色点滅灯
⑴　フロントバンパーの赤色点滅灯
ア　フロントバンパーの適切な位置に取り付けること。
なお，車両のメンテナンスに支障のないように取り付けること。
イ　赤色点滅灯を台座に取り付ける場合はステンレス製とすること。
ウ　赤色点滅灯は，赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
⑵　リヤの赤色点滅灯

ア　車体後部の跳ね上げ式ドアの適切な位置に取り付けること。
イ　赤色点滅灯は，赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

５－２　拡声装置付電子サイレン

⑴　アンプは，ダッシュパネルに埋め込むこと。

⑵　ダッシュパネルの適切な位置に，アンプの専用マイクハンガーを取り付けること。

⑶　電子サイレンアンプには，次のものを付加すること。

ア　フレキシブルマイク

(ｱ)　運転者が，走行中外部広報できるように，フレキシブルマイク（指向性コンデンサマイク）を運転席の適切な位置に取り付けること。

(ｲ)　フレキシブルマイクとアンプを結線し，途中にマイクのスイッチ（パイロットランプ付き）を取り付けること。

(ｳ)　フレキシブルマイク用のスイッチ（確認灯付き）の取り付け位置は，ステアリングホイール周囲の適切な位置とすること。

イ　音声合成マイク

音声合成マイク本体に車体側より電源を供給すること。

⑷　音声合成音

ア　緊急走行時に電子サイレンアンプを使用している場合において，スイッチ操作により合成音による拡声を自動的に行えること。

イ　スイッチは５個（１ch～５ch）とし，次のとおりとする。又，取り付け位置等については別途指示する。

(ｱ)　１ch のメッセージの内容は,「救急車が通ります。進路を譲って下さい。」とすること。

(ｲ)　２ch のメッセージの内容は,「交差点に進入します。ご注意下さい」とすること。

(ｳ)　３ch のメッセージの内容は,「右へ曲がります，ご注意下さい。」「左へ曲がります，ご注意下さい。」「バックします，ご注意ください。」とすること。

なお，この合成音はシャシのウインカーとバックギアにそれぞれ連動させるものとし，車線変更時や不必要な状況においてメッセージを流さないためのＯＦＦスイッチを設けること。

(ｴ)　４ch のメッセージの内容は,「救急車が出動します。ご注意ください。」とすること。

(ｵ)　５ch のＯＮスイッチは，予備サイレン用とすること。

ウ　上記(ｱ)から(ｵ)のスイッチは全て確認灯付きのスイッチとすること。

エ　合成音は，女声音とすること。

⑸　スピーカーは，防振及び車内へのサイレン音等の流入について十分な対策を講じること。

５－３　室内照明

⑴　助手席側のフロントピラー付近と傷病者室の前向きのハイバックシート上部に，フレキシブルタイプのスポットライト又はＬＥＤライトを取り付けること。なお，傷病者室にあっては５－３（５）のスポットライトで代用可能と認められる場合は，取り付けないことができる。

⑵　運転室に室内灯を取り付けること。

なお，この室内灯は，運転室の左右扉の半ドア警告灯を兼ねるものとすること。

⑶　傷病者室天井に，蛍光灯を取り付けること。

ア　蛍光灯は４箇所以上とし，適切に取り付けること。

イ　使用する蛍光灯は，スターター型とすること。

ウ　使用する蛍光灯は，20W の昼光色とすること。

エ　蛍光灯取付部には，蛍光灯を保護するとともに光りを和らげるための合成樹脂製のカバーを取り付けること。

オ　蛍光灯に光量調節機能を備えること。

⑷　サイドスライドドアステップ及び後部ドアステップを照射するライトを取り付けること。なお，このサイドスライドドアステップライトは，半ドア警告灯を兼ねるものとすること。

⑸　傷病者室内に収容された傷病者の局部を照射することができるスポットライトを取り付けること。

ア　取り付け数量は２個とし，傷病者の局部を有効に照射できるものとすること。

イ　スポットライトは，位置を有効に照射できるよう，容易に向きを変えることができること。

５－４　ＡＣ１００Ｖ関係

５－４－１　インバーター

⑴　走行中にＡＣ１００Ｖを通電するコンセントを使用できるようにするため，ＤＣ１２ＶからＡＣ１００Ｖに変換するインバーターを取り付けること。このインバーターは正弦波インバーターとし５０Hz 用で定格３００Ｗ以上の性能を有するものとすること。

⑵　コンセントの形式は，接手形埋め込み２Ｐ（アース付平行２Ｐで医療機器のコンセントが接続できるものとすること。）型のダブルコンセントを３箇所以上設置すること。

⑶　インバーターのメインスイッチを操作が容易な位置に取り付けること。

５－４－２　商用電源による装置

⑴　車庫に待機中における商用電源の車両への引き込みは次のとおりとすること。

ア　キャプタイヤコード（ＣＴケーブル）とし，長さが 10m で容量に余裕があるものとすること。

イ　キャプタイヤコードの両端には，それぞれ商用電源プラグ（丸型のゴムプラグ[平行２芯]）及び車両接続用コネクター（外部入力用）を取り付けること。プラグ形状は別途指示する。

⑵　傷病者室内コンセント

ア　外部からＡＣ１００Ｖの商用電源を引き込み，車内でＡＣ１００Ｖの電源が使用できるようにすること。

イ　コンセントは，インバーターと共通する自動切換え方式とすること。

ウ　コンセントの形式は，上記５－４－１（２）同様接手形埋め込み２Ｐ（アース付平ロ２Ｐで医療機器のコンセントが接続できるものであること。）型のダブルコンセントとすること。

⑶　自動充電装置

ア　ＡＣ１００Ｖの電源により，シャシ積載のバッテリーに自動的に充電する装置（過充電防止装置付き）を取り付けること。

イ　エンジン始動中は，ＡＣ１００Ｖの電源からの回路が自動的に遮断されること。

⑷　安定化二酸化塩素滅菌器（医療用具等）

ＡＣ１００Ｖの電源により作動するもの。

⑸　自動充電装置，安定化二酸化塩素滅菌器及び傷病者室内コンセントの電源（ＡＣ１００Ｖ）入力は，同一の入力コネクターとすること。

⑹　ＡＣ１００Ｖ入力コネクター（ヒューズ付）をボディー外部の適切な位置に取り付け，防水対策を施すこと。

⑺　キャビン内の適切な位置に商用電源入力中を示す確認灯（赤の発光ダイオード製）を取り付けること。

⑻　配線は同一のコンセントから分岐し，自動充電装置及び傷病者室内コンセントまでそれぞれ結線すること。

⑼　配線は，それぞれの使用電気量に耐える配線をすること。

⑽　配線及び結線部は露出のないようにし，漏電及び防水対策を十分に取ること。

⑾　配線は，適正容量のヒューズを介して結線すること。

⑿　必要に応じブレーカー等の緊急遮断装置を取り付けること。

５－５　ＤＣ１２Ｖ

⑴　傷病者室には，バッテリーと結線するＤＣ１２Ｖのコンセントを３箇所以上取り付けること。

⑵　コンセントの形式は，シガレットタイプとすること。

⑶　容量は，１０Ａ以上とすること。

⑷　詳細な取り付け位置は，別途指示する。

なお，１箇所は，温冷蔵庫設置付近の適切な位置とすること。

５－６　傷病者室の冷暖房装置及び換気扇

⑴　冷房装置

ア　傷病者室の冷房装置を取り付けること。

イ　冷房装置は，傷病者室内を有効に冷房するのに必要な能力を有すること。

⑵　暖房装置

ア　傷病者室の暖房装置を取り付けること。

イ　暖房装置は，温水式のビルトインヒーターとすること。

ウ　暖房装置は，傷病者室内を有効に暖房するのに必要な能力を有すること。

⑶　換気扇

ア　傷病者室の適切な位置に，電動式の換気扇（ベンチレーター）を取り付けること。

イ　換気扇は，傷病者室を適切に換気（排出）するものとすること。

５－７　雑音防止

⑴　各電装品(赤色警光灯等)は，電子サイレンアンプが動作中，スピーカーから雑音を発することのないようにすること。

⑵　充電回路には，ノイズフィルターを取り付けること。

⑶　電気回路の接続を繰り返す所には，消弧用コンデンサーを挿入すること。

⑷　次の箇所には，ボンディングアースを行うこと。なお，アース線は平織のアース線とし，金属で両側端末を処理したものとすること。ただし，樹脂コートなどによりその効果が期待できないものについては，当局の判断にて除くことができる。なお，無線雑音防止用のボンディングアースの取り付けについては別途指示する。

ア　エンジンブロックとボデー

イ　ラジエターとボデー

ウ　ミッションとボデー

エ　オルタネーターとボデー

オ　ワイパーモーターとボデー

カ　運転室ドアとボデー

キ　後部ドアとボデー

５－８　電流計の設置

⑴　構成品は，電流計本体（第一エレクトロニクス製，又は同等以上の性能を有するもの）分流器及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとすること。

⑵　取り付け位置は，電流計本体を適切な位置に取り付け，ヒューズホルダー等は，ステンレスのブラケットでバッテリーに取り付けること。

なお，バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けること。

⑶　電流計は，シャシ標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。

５－９　その他の電装品

⑴　充電式ライトを傷病者室内の適切な位置に設置すること。

⑵　後部ドアには，ハイマウントストップランプを取り付けること。

⑶　エンジンには，アイドリング回転時，使用電気量に応じ，自動的にエンジン回転数を増しオルタネーターの出力をアップするアイドリングアップ装置を取り付けること。
⑷　運転室の左右ドアの後方又は上付近にサイドフラッシヤーランプを増設すること。
⑸　解除スイッチ付バックブザーを取り付けること。
⑹　路肩灯
ア　後輪付近（両側）の適切な位置に設けること。
イ　路肩灯は，保安基準認定品（12V－25W 程度）とすること。
ウ　点灯は，シャシスモールランプ連動とすること。
５－10　スイッチ盤
⑴　傷病者室の適切な位置に架装関係のスイッチをまとめて取り付けること。
⑵　配線等には，必要に応じ保護用リレーを取り付けること。
⑶　スイッチは，使用電気容量に十分耐え得るものを使用すること。
５－11　ヒューズボックス
⑴　架装関係の電源は，ヒューズボックスを新たに設け，適正容量のヒューズを介して供給すること。
⑵　ヒューズは，ブレード式ヒューズとすること。
⑶　ヒューズボックスには，各系統の名称及びアンペア数を明記すること。
⑷　ヒューズボックスは，リレーを含め一括して点検の容易な位置に取り付けること。
５－12　配線関係
⑴　ターミナル部の配線接続は，圧着端子を使用すること。
⑵　配線の貫通部には，ブッシングゴムを取り付けること。
⑶　電装品付近の配線には，圧着端子または，コンセントによる接続を必ず入れること。
⑷　配線は，十分容量あるものを使用し，極力天井及び側板内等に敷設すること。
⑸　配線は，すべて保護のためチューブを通すこと。
⑹　配線は，各系統に色別すること。
⑺　配線及び電装品は，エンジン等の発熱部から十分な距離をとり，防熱対策を施すこと。
５－13　保護装置
車内において，除細動器により除細動を行った場合に，車両の機器等に対する障害（電気的ノイズ及び漏電等による弊害）が起こらないこと。
６　無線機及びＡＶＭ関係
６－１　無線機及びＡＶＭ取り付け用ブラケット
⑴　無線機本体，及び付属機器の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し，運転室内の適切な位置に取り付けること。
なお，取り付け面の大きさは，幅４５０㎜，奥行き２００㎜以上とし，適切に加工すること。
⑵　当局が別途支給するＡＶＭ（車両動態表示装置）端末機器の取り付け用ブラケット（金属製台座）を作成し，運転室内の適切な位置に取り付けること。
なお，取り付け面の大きさは，幅２００㎜，奥行き１２０㎜以上とし，適切に加工すること。
６－２　無線機関係及びＡＶＭ関係
⑴　無線機用アンテナ及びケーブル（１５０MHZ・４００MHZ・２６０MHZ）
ア　無線機用アンテナをルーフに適切に取り付けること。
また，非金属性ルーフの場合は，無線機用アンテナを中心に半径５００ｍｍ程度のラジアル板（金属製）を取り付けアースを十分に確保し，漏水対策等を十分に行うこと。
イ　無線機用アンテナから運転室内の空中線共用器まで，アンテナ用ケーブル（５Ｄ２Ｖ）を敷設すること。

なお，ケーブル敷設は，露出のないように適切に行い，端末は，２m程度の余長をとること。

ウ　専用のＬ型接続コネクターにより，アンテナ本体とケーブルを接続すると共に，接続部が露出しないこと。

エ　傷病者室用無線機のハンドセット及びＡＶＭの子器を取り付けるためのスペースを確保し，補強を行うこと。

オ　上記⑴エ（無線機のハンドセット及びＡＶＭの子器）を取り付けのため，運転席後部の仕切りで上隅に配線用スリーブ（内径３０mm以上を２本）を入れること。

⑵　電源配線（１５Ａヒューズ付）は，アクセサリー連動とすること。

６－３　無線装置

無線装置一式を別紙「消防業務用超短波無線電話装置（A）仕様書」のとおり取り付けること。

７　点検口

無線機用アンテナの台座取り付け位置には，車体内側に点検口を取り付けること。

８　訓練旗取り付け用ブラケット

助手席ドアとスライドドアの間上方に，ステンレス製の訓練旗取り付け用ブラケットを取り付けること。

また，ブラケットに適合した訓練旗取り付け用ポールも付属すること。

９　塗装及び表示等

９－１　塗装

⑴　外装の塗装は，救急車指定の白色とすること。

⑵　車体の外面周囲には幅７０㎜の帯状の赤色を入れること。

９－２　内装色

傷病者室の内装色は，傷病者に不快感を与えない色とすること。

９－３　記入文字等

⑴　記入文字の書体は，すべて丸ゴシックとし，体裁よく配列すること。

⑵　記入文字の箇所及び大きさ等は，次のとおりとすること。

なお，「車両略号」については，塗装工程前までに当局より別途指示する。

| 記入箇所 | 記入文字 | 色 | 大きさ(㎜) | 記入方向 |
|---|---|---|---|---|
| 車体両側及び後面 | 仙台市消防局 | 黒 | 120×120 | 向かって左側から |
| 車体前面 | 「車両略号」 | 赤 | 80×60 | 〃 |
| 車体両側及び後面 | 「車両略号」 | 赤 | 100×90 | 〃 |
| 屋根（対空標示） | 「車両略号」 | 赤 | 適　宜 | 前進方向に向かって左側から |
| 車体前面 | 仙　台 | 赤 | 80×80 | 向かって左側から |

⑶　記入文字の材質は，フィルムとし，住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）又は，同等以上の性能があるもので，フィルム表面には，クリヤ加工処理をすること。

⑷　サイドルーフ両側に上記の他，別途指示する文字及び写真ステッカー及び車体後方両側面下部には，「平成２４年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」（大きさは別途）と記入すること。

９－４　素地調整

塗装及び文字記入前は，素地調整を十分に行うこと。

９－５　特殊防錆塗装

特殊防錆塗装（ジーバート塗装またはメーカー指定の防錆塗装）を次のとおり行うこと。

⑴　シャシ下廻り

⑵　各ドア内側

⑶　フェンダー内側

⑷　キャビン内側

９－６　表示

⑴　スイッチ類には，すべて名称及び必要な表示をすること。

⑵　計器類には，絵文字，又は名称を表示すること。

⑶　バルブ及びコック類には，すべて名称及び開閉方向を表示すること。

⑷　ストレッチャー架台には，操作方法を明記した銘板を貼ること。

⑸　電源関係のコンセント等には，次のとおり表示をすること。

ア　ＡＣ１００Ｖのコンセントには，その取り付け部の直上に「ＡＣ１００Ｖ」と表示すること。

イ　ＤＣ１２Ｖのコンセントには，その取り付け部の直上に「ＤＣ１２Ｖ」と表示すること。

ウ　商用電源車両接続用コネクター（外部入力用）には，その取り付け部の直上に「商用ＡＣ１００Ｖ」と表示すること。

⑹　燃料補給口には，燃料の種類を表示すること。

９－７　反射テープ

⑴　扉開放時，扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けこと。

⑵　取り付ける扉は，車体外部へ開く全ての扉（スライドドア含む）とする。

⑶　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ９８１－７１型）又は同等以上の性能があるものとすること。

10　取付品，積載品及び付属品

取付品，積載品及び付属品は，別表のとおりとし，この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は，すべて納入すること。

11　取付品，積載品，付属品，及び搭載品

⑴　別表第１，別表第２，別表第３，別表第４のとおりとし，受注者の負担とすること。

なお，これらの取り付けは，受注者が行うものとし，本仕様書に基づいて救急業務に支障のないよう取り付けること。

⑵　別表第５については別途支給する。また，寸法等の諸元は別途指示する。

⑶　別表２及び別表４で指定する積載品，医療機器等には，次のとおり文字を記入すること。

ア　書体は，丸ゴシックとすること。

イ　大きさ及び色については，適宜とすること。

ウ　記入文字については，「仙台市」及びルーフと同じ文字とし，塗装工程前までに当局より別途指示する。

⑷　メインストレッチャーに次の反射テープを貼ること。

ア　貼る位置は，次のとおりとすること。

(ｱ) メインフレーム左右各２カ所

(ｲ) メインフレーム前後各２カ所

(ｳ) ４本の脚に各２カ所

イ　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（６８０－７１型）又は，同等以上の性能があるものとすること。

⑸　メインストレッチャーに，固定用自動巻取り式ベルトを一式取り付けること。

別表１　　取付品一覧表（１台当たり）
「数量欄」：単位が「式」と表示されているものは，１式当たり，本体の数量１につき付属品等 1 組を合わせたものである。

| | 品　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 時計 | ２台 | 運転室及び傷病者室（傷病者室は秒針付のアナログ型。）<br>運転室については，運転席及び助手席双方から視認できる小型デジタル電波時計であること。 |
| 2 | ラジオ | １式 | ＡＭ・ＦＭラジオメーカー純正品 |
| 3 | サイドバイザー | １式 | 運転席側及び助手席側 |
| 4 | サンバイザー | １式 | 運転席側及び助手席側 |
| 5 | 無線機 | 各１式 | 無線機アンテナ<br>１５０ＭＨｚ　１組<br>日本アンテナ製　WH-BAN-M6&ELS-500型<br>又は同等以上の性能のもの，配線等各１組<br>４００ＭＨｚ　１組<br>日本アンテナ製　WH-BAN-M6&EL-150M/M型<br>又は同等以上の性能のもの，配線等各１組<br>２６０ＭＨｚ　１組<br>日本アンテナ製　WH-BAN-M6&ELS-500型<br>又は同等以上の性能のもの，配線等各１組<br>無線装置<br>別紙「消防業務用超短波無線電話装置（Ａ）仕様書」のとおり |
| 6 | フォグランプ | １式 | |
| 7 | 地図入れ | １式 | 当局の指定する地図が入ること。 |
| 8 | エアーコンディショナー | １式 | デュアルエアコン又は<br>フロントエアコン＋リアクーラー |
| 9 | 消防章 | １個 | 径 150mm クロームメッキ製 |
| 10 | 前部赤色警光灯 | １式 | 車両メーカー純正品 |
| 11 | 後部赤色警光灯 | １式 | 車両メーカー純正品 |
| 12 | 赤色点滅灯<br>（フロントバンパー） | １式 | 大阪サイレン製　超輝度ＬＥＤ警光灯　ＬＦ－１１Ｄまたは同等以上の性能を有するもの |
| 13 | 赤色点滅灯<br>（車体後部跳ね上げ式ドア） | １式 | ホルムスウィレン製　ＴＩＲＺ５００ＬＦ型（クリアレンズ仕様）　又は同等以上の性能を有するもの |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14 | 電子サイレンアンプ等 | １式 | サイレン：大阪サイレン製　ＯＰＳ－５１０１ＶＱ（音声合成 ROM:№５１０付）　又は同等以上の性能を有するもの<br>マイク：大阪サイレン製ＭＣ－１Ｖ　又は同等以上の性能を有するもの　（サイレンアンプ付属品可） |
| 15 | スピーカー | ２式 | 内蔵型５０Ｗ |
| 16 | バックアイカラーカメラ | １式 | 車両メーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの |
| 17 | バックアイカラーカメラ用カラーモニター兼用カーナビゲーションシステム | １式 | ビルトイン又はインダッシュ方式で車両メーカー純正品　又は同等以上の性能を有するもの |
| 18 | ＥＴＣ車載器 | １式 | 有料道路自動料金支払システム車載器 |
| 19 | スポットライト | ２本 | 運転室と傷病者室 |
| 20 | 輸液ビンホルダー | ２式 | 傷病者室（２本分）×２式 |
| 21 | カーテン | ２式 | １式は積載のみ |
| 22 | ホワイトボード | １式 | 200㎜×200㎜程度の大きさでペン(赤と黒各１本)付き |
| 23 | 補助ミラー（ドアミラー） | １式 | 助手席用ドアミラー |
| 24 | 泥よけ | 4 | |
| 25 | 登録ナンバープレートフレーム（前・後） | 各１個 | |
| 26 | 自動充電装置 | １式 | 七宝電子工業製　ＳＡ－１２ＰＸ－Ｃ　又は同等以上の性能のもの |

別表２　積載品一覧表（１台当たり）
※印は，取付装置を含む。又，文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

| | 品　　名 | 文字 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ※メインストレッチャー<br>点滴スタンド付 | ○ | １式 | メインストレッチャー<br>＃４１５５又は同等以上の性能を有するもの，＃４０８０―Ｓ（専用マットレス３５７－１３，枕・固定用ベルト・固定用自動巻取りベルト及びサイドアームプレート・リリースリンケージシステム付き）<br>点滴スタンド<br>ファーノワシントン社製モデル５１３－１３又は同等以上の性能を有するもの |
| 2 | サブストレッチャー | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル１０７又は同等以上の性能を有するもの |
| 3 | ※バックボード | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル２０１０，４３６－ＢＧ（４本），４４５　又は同等以上の性能を有するもの |
| 4 | メインストレッチャートレイ | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル＃４１５５のパイプに取り付けできるもので取外しが可能であるもの |
| 5 | ※スクープストレッチャー | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル６５ＥＸＬ又は同等以上の性能を有するもの |
| 6 | 万能オノ | | １本 | （救助器具）ベンケイ型（支給品） |
| 7 | ガラスカッター | | １本 | （救助器具）（支給品） |
| 8 | シートベルトカッター | | １本 | （救助器具）（支給品） |
| 9 | バール | | １本 | （救助器具）長さ 600㎜ 程度（支給品） |
| 10 | 番線カッター | | １本 | （救助器具）長さ 300㎜ 程度 |
| 11 | ※充電式ライト | ○ | １式 | ウルトライトＳ－Ⅱ型（充電器含む）又は同等以上の性能を有するもの |
| 12 | ※温冷蔵庫(AC100V・DC12V 兼用) | ○ | １式 | 大自工業ＩＳ４０３型又は同等以上の性能を有するもの |
| 13 | ※消火器 | | １個 | 車両用６型粉末ＡＢＣ消火器 |
| 14 | バッグ | | １個 | 別表２の№.６～№.10 を収納できるもの |
| 15 | ポーターマット | ○ | １枚 | |

別表３　付属品一覧表（１台当たり）

| | 品　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | スペアタイヤ | １本 | ホイール付（バランス調整済のもの） |
| 2 | スタッドレスタイヤ | ４本 | ホイール付（バランス調整済のもの） |
| 3 | 標準工具 | １式 | 点検ハンマーを含む |
| 4 | 整備工具 | １式 | ドライバー(中)プラスマイナス各１本，<br>プライヤー　１５０ｍｍ１本<br>両口スパナ（８ｍｍ×９ｍｍ，１０ｍｍ×１２ｍｍ，１４ｍｍ×１７ｍｍ）各１本 |
| 5 | 非常信号用具 | １式 | ２色信号灯，赤旗，非常停止板 |
| 6 | 電源コード（10ｍもの） | １本 | キャプタイヤケーブル（ＣＴケーブル）で外部商用 100V 入力用 |
| 7 | フロアマット | １組 | 前後席分 |
| 8 | 車輪止（ゴム製） | １組 | ２ｍのロープ付 |
| 9 | エンジンキー | １式 | リモコンキーを４個<br>リモコン無しのものを１個 |
| 10 | 極圧耐摩耗特殊潤滑剤スプレー | １本 | 公洋商事㈱の精密機械・金具・工具用のもの又は同等以上の性能を有するもの |
| 11 | シリコングリーススプレー | ２本 | ミヤコ自動車工業㈱のＳＧ－２００のもの又は同等以上の性能を有するもの |
| 12 | タイヤチェーン | ２組 | ＳＣＣ製　ケーブルチェーン又は同等以上の性能を有するもの |
| 13 | ワイパースノーブレード | １式 | シャシメーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの |
| 14 | 予備電球及びヒューズ | １式 | シャシ取付数の半数<br>ただし，ヘッドランプとフォグランプは除く |
| 15 | 愛車セット | １式 | 水垢取り剤およびボディワックス（250g）を含む |
| 16 | 訓練旗取り付け用ポール | １本 | ステンレス製Ｌ字型　長さについては別途指示 |
| 17 | 補修用塗料 | １本 | スプレー缶（白色） |

別表４　医療機器等（1 台当たり）
※印は，取付装置を含む。又，文字の欄に〇印があるものについては文字を記入すること。

| | 品　　名 | 文字 | 数量 | 備　　考 | 医療機器 | 販売資格 | 管理者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ※二連式加湿流量計（定置型人工蘇生装置及び酸素吸入装置用） | | １式 | オキシパック OX-Ⅰ | クラスⅡ | 届出 | 設置 |
| 2 | 酸素ボンベレギュレーター | | ２式 | ヨーク対応型 | クラスⅡ | 許可 | 設置 |
| 3 | ※鋼製１０リットル酸素ボンベ（酸素未充填のもの） | 〇 | ２本 | ヨーク式バルブ（取手付） | 非該当 | 不要 | 不要 |
| 4 | ※耐振動血圧計 | 〇 | １式 | ウォール型アネロイド式，直径15cm程度 | クラスⅠ | 不要 | 不要 |
| 5 | ※吸引器（AC/DC 兼用型） | 〇 | １式 | ＶＬ－６０（AC 用電源付） | クラスⅡ | 届出 | 設置 |
| 6 | 安定化二酸化塩素滅菌器 | 〇 | １式 | バクテリサイド | 非該当 | 不要 | 不要 |

別表５　搭載品（支給予定品）一覧表（１台当たり）

| | 品　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 自動式人工呼吸器 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 2 | 自動体外式除細動器 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 3 | 自動式心マッサージ器 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 4 | ショックパンツ | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 5 | 患者監視装置 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 6 | 輸液ポンプ | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 7 | ショートボード | １式 | メーカー型式については別途指示 |

別紙

# 消防業務用超短波無線電話装置（A）仕様書

Ｈ２４年度
仙台市消防局

1.　摘　用

本仕様書は、仙台市消防局（以下「当局」という。）において平成２４年度に購入する救急自動車に搭載する無線電話装置について、必要な事項を定める。

2.　概　要

支給する装置は、１０W 短信・複信切替方式車載型の水晶発振制御シンセサイザー方式でＦ２Ｄ及びＦ３Ｅの電波を使用する１５０MHz 帯無線電話装置である。

3.　手続き

受注者は、車両引渡しの時点から無線局（「陸上移動局」）として正式運用ができるよう自己の負担において必要な手続き（無線局開局申請）を行うものとする。手続きに必要な事項は別途指示する。

受注者は、車両納入時に次の完成図書（車両一台あたり）を提出すること。

⑴　無線局免許状　各１部
⑵　無線局申請書の写し　各１部

4.　装置の構成（一式につき）

本装置は、次の機器類をもって構成する。

⑴　送受信機（単信・複信切替方式、別途支給）　１台
⑵　電源ノイズフィルター　１個
⑶　空中線共用器　１台
⑷　送受話器（ハンドセット型、掛金具を含む、車内用）　２個
⑸　スピーカ（車内型）　１個
⑹　通話分配器（助手席と患者室の分配用）　１個
⑺　取付工事雑材　１式
⑻　AVM 端末装置（富士通製 CA－１００Ｅ型又はＨＧ－２ＳＰＵ０２型　別途支給）　１台
⑼　AVM 補助端末装置（富士通製 CA－１０１型　別途支給）　１台
⑽　スピーカ制御箱（別途支給）　１台
⑾　AVM 端末装置用ケーブル　１式
⑿　アンテナ（車両仕様書のとおり）　１式

5.　機器仕様

⑴　無線局呼出名称（別途指示）を送受信機、送受話器に表示すること。
⑵　車両整備でバッテリーを取外す等、送受信機への電源が完全に長期間絶たれても、電源を再投入した際にチャンネルが次のいずれかの状態になること。
　ア　予め設定した主チャンネル
　イ　電源切断直前のチャンネル

6.　取付仕様

⑴　受注者は、本装置及び別途支給する AVM 端末装置並びに AVM 補助端末装置等を当局が指定する救急自動車に取り付けるものとする。なお、受注者から要求があるときは、支給品に関して必要な技術資料を提供する。
⑵　電源は、当局が指定する箇所から取り出すものとする。
⑶　各テーブルにあっては、適度な余裕をもたせ、またその余長は束ねる等の処理を行うものとする。
⑷　本装置一式を取付後、総合調整を行うものとする。
⑸　取付箇所、配線等の詳細にあっては、当局の取付工事現場立会い及び協議によって決定する

ものとする。

7. 取付場所
取付作業を行う場所にあっては、当局が指定する仙台市内の場所とする。

8. その他
⑴ 本仕様書に疑義が生じた時は、発注者の指示または承認を受けるものとする。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なものについては受注者の負担でこれを処理するものとする。
⑵ 接続系統図等　別紙のとおり
別紙資料１　接続系統図
別紙資料２　AVM 端末装置概観図

高規格救急車

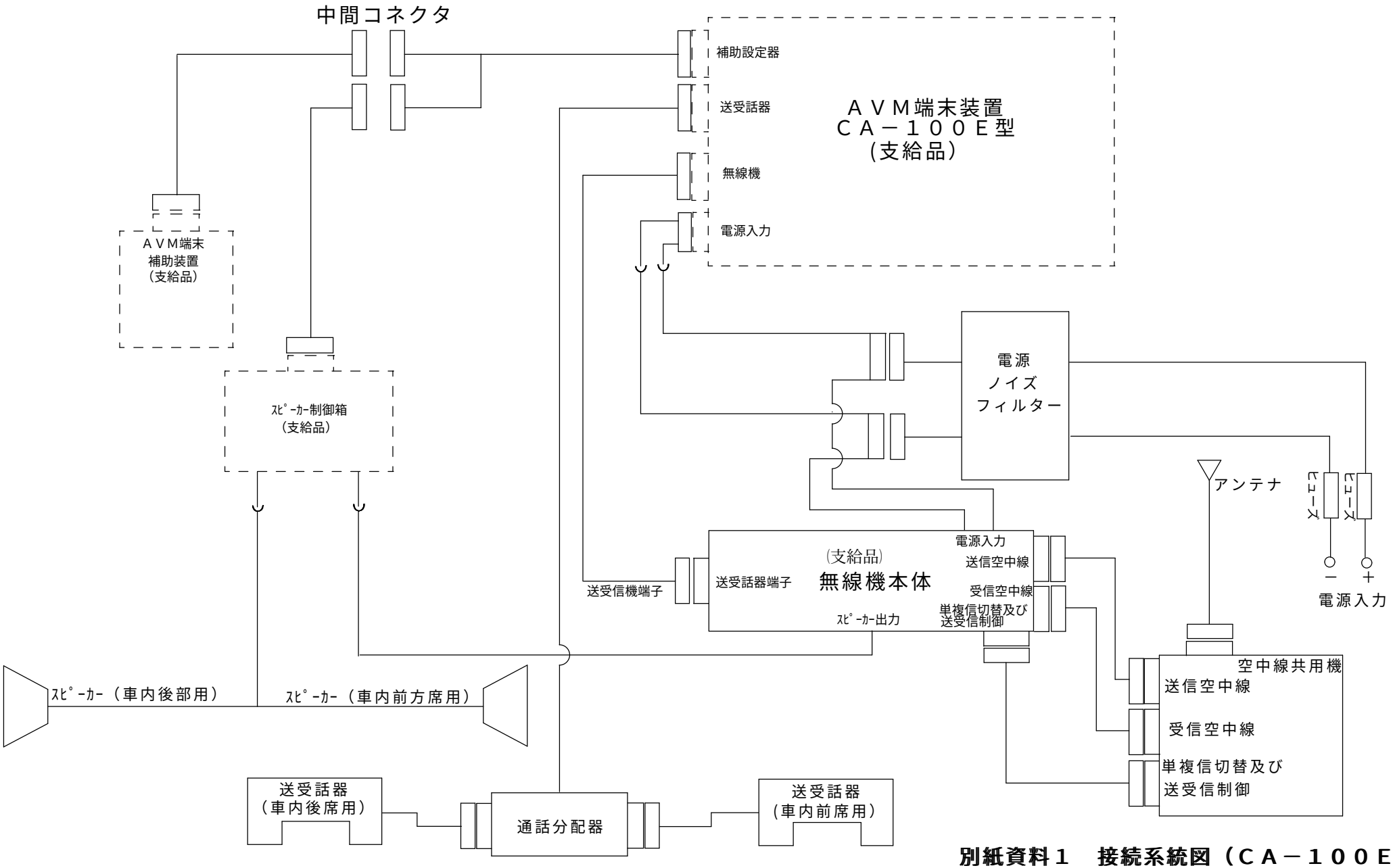


**別紙資料１　接続系統図（ＣＡ－１００Ｅ型）**

別紙資料2

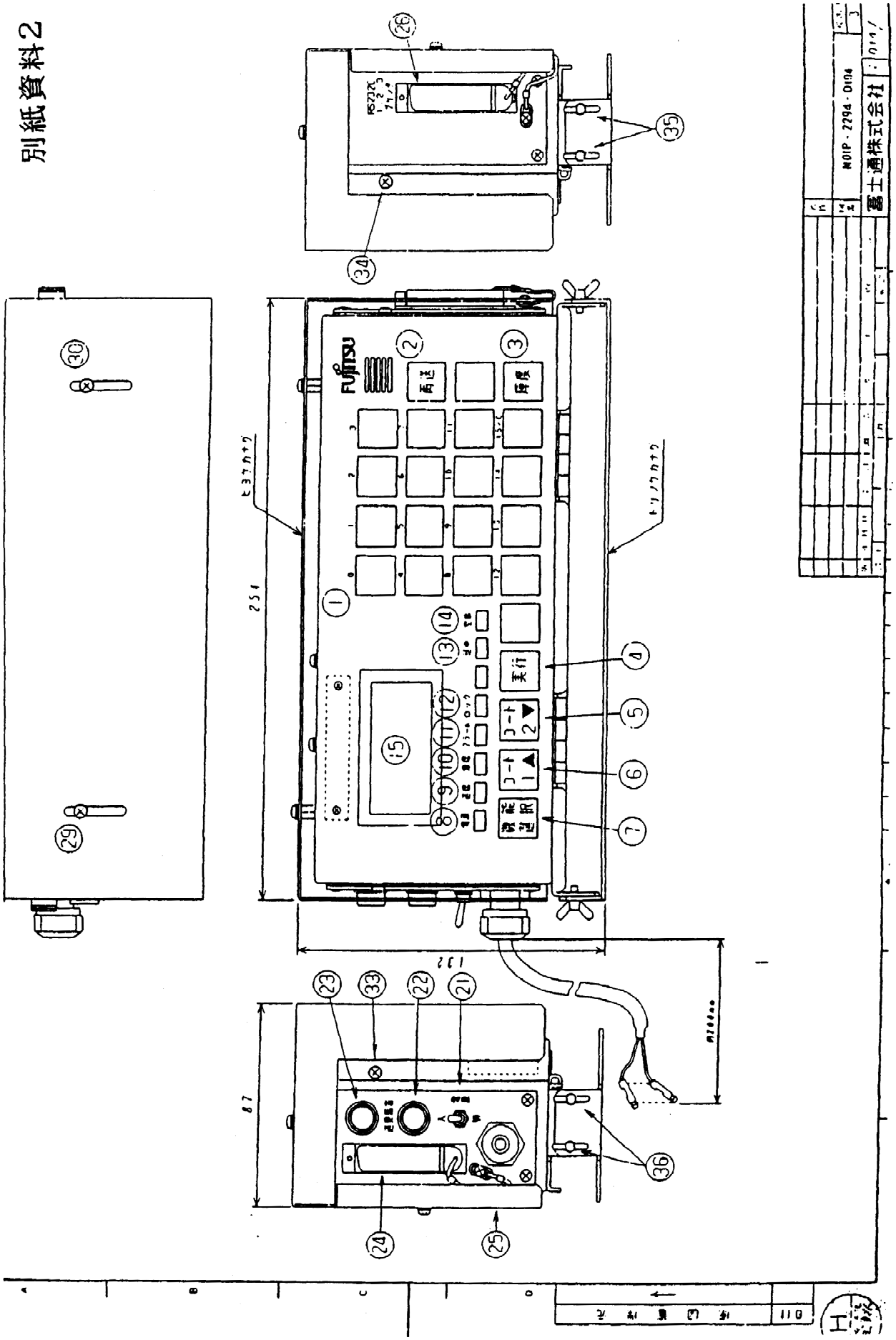

㊞

［別紙１－１］

# メンテナンス体制証明書

［高規格救急自動車］

1　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

(1)　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

(2)　入札希望者との関係

(3)　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

(4)　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1 日で対応いたします。

2　部品供給体制

(1)　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

(2)　供給系統（フローチャート図）

㊞

［別紙１－２］

3　技術員の派遣体制

(1)　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、1 日以内で対応いたします。

(2)　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

---

平成　　年　　月　　日

上記について確認しました。

仙台市消防局総務部管理課長　　曽　根　　隆　㊞

㊞

［別紙２］

# 同等品申請書兼承認書

〔高規格救急自動車〕

(　／　枚)

| No. | 品名(材料) | メーカー名・型式 | 諸元 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

※　上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部管理課長　　曽根　隆　　㊞

平成２４年度

# 仕　　様　　書

件名　高規格救急自動車（衛星電話搭載）

仙台市消防局総務部管理課

第１　入札案件

１　品名

高規格救急自動車（衛星電話搭載）

２　数量

１台

３　納入期限

平成２５年２月２１日

４　納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町 2－15）

第２　総則

１　目的

この仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において，平成２４年度に購入する高規格救急自動車（衛星電話搭載）の一切に適用する。

２　概要

傷病者を医療機関に搬送する間，救急救命士が救命処置をできるように，各種救急医療機器等を装備する消防用の高規格救急自動車（以下「救急車」という。）である。

３　適合法令

⑴　救急車は，「救急業務実施基準（昭和 39 年 3 月 3 日付け自消甲教発第 6 号通知）第９条に定める要件」，「道路運送車両法」（昭和 26 年法律第 185 号）、「道路運送車両法の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）その他関係法令，通達に適合し緊急自動車として承認の得られるものであること。

⑵　入札参加申請業者は，本仕様書別表４の医療機器等を取り扱うために必要な資格（薬事法第３９条に定める販売業の許可及び同法第３９条の２に定める管理者の設置等）を有していること。また，競争入札参加申請時にこれらを証明する書類を提出すること。

４　製作上の問題処理

製作は，仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い，仕様内容に疑義の生じた場合は，その都度速やかに当局と協議し，指示を受けること。

なお，仕様変更は，事前に発注者の承認を受けること。又，救急車製作に当り工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは，受注者がこれらの問題解決を行うこと。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し，次のとおりとすること。

⑴　各装置及びパーツの取り付けは，原則としてボルト締付けとすること。

なお，ボルト等は，ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

⑵　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は，すべてコーキングをすること。

⑶　清掃，点検，調整及び修理が容易に行えること。

⑷　使用取扱上の安全性，操作性を十分に考慮したものであること。

⑸　全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

⑹　堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり，かつ，維持管理が経済的に行えるものであること。

⑺　水洗い整備ができるとともに，残水等の生じない構造とすること。又，フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には，適切な保護対策を講じること。

６　規格及び表示

規格

⑴　車両に使用する材料及び部品は，特に指定するものを除き，すべて日本工業規格（ＪＩＳ）

のものを使用すること。ただし，ネジ類については，ＩＳＯネジ又は，これに準じたものを使用すること。

⑵　表示

ア　車両に使用する絵表示以外の表示は，日本語，又は英語で表示すること。

イ　車両に使用する単位等の表示は，すべてSI単位で表示すること。

７　登録の費用

自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者負担とし，車庫証明書その他救急車の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

また，自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は，発注者が負担するので受注者が立替え払いし，納車後に当該車両代金と別に発注者に請求すること。

８　登録の代行

救急車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

９　保証

救急車の保証期間は，検査合格後１年とし，公表されたメーカー保障期間が１年より長期となる場合は，メーカーの指定する期間とする。

なお，保証期間後であっても設計，製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については，受注者が無償で修復すること。

10　事故防止

架装及び車両の移動に当たっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当局に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　検査

⑴　受注者は，発注者が行う検査を受けること。

⑵　検査は，車検取得後，救急車納入時に行うものとする。

⑶　その他必要に応じ検査を行うものとする。

12　提出書類

12－１　提出書類

⑴　製作承認図書類，完成図書及び取扱説明書は，すべてＡ４判ファイルに一括綴じること。（写真は除くこと）

⑵　図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。

⑶　外国製品については，すべて日本語に翻訳すること。又，各単位には，ＳＩ単位を併記すること。

⑷　外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は，次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア　会社名

イ　所在地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

12－２　着手届け・・・１部

契約日の翌日まで，当局に着手届けを提出すること。

12－３　全体工程表・・・２部

契約後１４日以内に，シャシの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12－４　製作承認図書類・・・３部（返却分１部を含む）

受注者は，架装開始前に，仕様書に基づく次の書類を提出し，当局の承認を受けること。

⑴　架装工程表（外注先の作業工程を含む）

⑵　製作承認図

ア　架装外観４面図
イ　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図）
ウ　電気配線図（種類，ヒューズ容量明示）
エ　改造自動車重量計算書

12－５　完成図書・・・２部（車両台数プラス１部）

完成図書は，次のとおりとし，完成車納入時に提出すること。

12－５－１　シャシ関係図

⑴　シャシの諸元明細書又は詳細な仕様書
⑵　シャシカタログ
⑶　シャシ使用電球型式一覧表
ア　名称（取付位置）
イ　種類
ウ　型式
エ　その他
⑷　シャシ使用ヒューズ型式一覧表
ア　名称
イ　数量
ウ　定格（アンペア数）
エ　形状
オ　寸法
カ　取付位置
キ　その他

12－５－２　架装関係図書・・・２部（車両台数プラス１部）

⑴　架装外観４面図（承認図を修正したもの）
⑵　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図で承認図を修正したもの）
⑶　電気配線図（承認図を修正したもので種類，電球のワット数とＪＩＳ番号明示）
⑷　使用電球一覧表
ア　名称（取付位置）
イ　種類
ウ　型式
エ　その他
⑸　使用ヒューズ一覧表
ア　名称（系統名）
イ　数量
ウ　定格（アンペア数）
エ　形状
オ　寸法
カ　取付位置
キ　その他
⑹　装備品等一覧表（品名，数量，製作会社名，電話番号，型式明示）
⑺　装備品等の仕様明細書（諸元明示）
⑻　装備品等のカタログ又は写し
⑼　改造自動車等審査届出書写し
⑽　自動車検査証の写し

12－６　取扱説明書・・・２部（車両台数プラス１部）

⑴　シャシ取扱説明書（シャシ取付品を含む）
⑵　装備品取扱説明書
（ストレッチャー，インバーター，電子サイレンアンプ，赤色警光灯類，その他取付品積載品付属品等）
12－７　写真（ネガ又はＣＤ－Ｒ等の電子データ付）
⑴　架装工程写真（カラーＬ判）・・・１式
救急車架装中のもので工程ごと提出すること。
⑵　完成写真（カラーＬ判）
ア　緊急自動車事前届出用（前後左右撮影，車検取得前のもの）・・・２部（１台当たり）
イ　緊急自動車届出用（前後左右撮影，車検取得後のもの）・・・２部（１台当たり）
ウ　資機材収納部の状況　・・・１部（１台当たり）
13　無償点検整備
納車後６ケ月の法定定期点検整備は，受注者が無償で行うこと。
14　その他
道路交通法施行令第１３条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして，当該車両の車両型式，車体番号が記載されている書類，及び上記「１２－７（２）ア」の写真を車検取得日の１０日前までに提出すること。

第３　仕様
１　材質の規格
⑴　材料及び部品は，すべて新規製品を使用すること。
⑵　ステップ等は，アルミ縞鋼板又はステンレス鋼板を使用し，表面は防滑テープ処理すること。
⑶　外部に取り付けるボルト，ナット類は基本的にステンレス製とし，それによりがたい場合は当局と協議すること。
⑷　コーキング及びシーリング類は，弾力性のあるものを使用し，経年変化により硬化しないものとすること。
⑸　その他の材料は，次によること。
ア　プラスチック類は，すべて難燃性のものを使用すること。
イ　ゴム製品は，すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
⑹　潤滑油及び各種作動油は，各メーカーが指定するものを使用すること。
２　主要諸元

| | |
|---|---|
| ⑴　エンジン | 水冷４サイクルのガソリンエンジン |
| ⑵　総排気量 | 2,600cc 以上 |
| ⑶　最高出力 | 公称出力が 110kW（150ps）以上 |
| ⑷　軸　　数 | ２軸 |
| ⑸　駆動方式 | ４輪駆動 |
| ⑹　変速装置 | オートマチックトランスミッション |
| ⑺　軸間距離 | 3,500mm 以内 |
| ⑻　車両寸法 | |
| 全　　長 | 5,750mm 以内 |
| 全　　幅 | 1,900mm 以内 |
| 全　　高 | 3,000mm 以内 |
| ⑼　車両総重量 | 3,500 kg未満（別表２及び４の重量を含む） |

３　シャシ（機関及び台車）
３－１　シャシ規格

⑴　使用するシャシは，平成２４年度に製作されたものを使用すること。
⑵　使用するシャシは，平成１７年基準50％低減レベル以上の低排出ガス認定車とすること。
３－２　オートマチックトランスミッション
⑴　電子制御式オートマチックトランスミッションとすること。
⑵　前進がオーバードライブ付で４速以上であること。
⑶　オートマチックトランスミッションには，ロックアップ機構が付属していること。
⑷　オートマチックトランスミッションには，エンジン始動後Ｐレンジから Ｒレンジにシフトする際ブレーキペダルを踏まないとシフトできない構造（シフトロック装置）の安全装置を装備していること。
⑸　シフトレバーの位置は，進行方向に向かってステアリングホイールの左側とすること。
３－３　ブレーキ装置
⑴　フロントブレーキは，ベンチレーテッドディスクブレーキとすること。
⑵　主ブレーキには，ＡＢＳ（４輪アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
⑶　駐車ブレーキ（サイドブレーキ）は，機械式のブレーキ装置とすること。
３－４　サスペンション
⑴　サスペンションは，救急自動車として最適なものとすること。
⑵　フロントに，スタビライザを取り付けること。
３－５　ステアリング装置
⑴　ステアリングホイールの位置は，進行方向に向かって右側とすること。
⑵　ステアリング装置はパワーステアリングとし，チルトできる構造とすること。
３－６　ウインカー及びペダル類の位置
⑴　ウインカーレバーは，進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
⑵　ペダル類は，進行方向に向かって右側からアクセルペダル，ブレーキペダルの順に配置し，操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
⑶　運転者が進行方向に向かって右側に着座し，運転に支障のないよう計器，レバー及びその他機器類を適切に配置すること。
３－７　電気装置
⑴　電気装置は，直流１２Ｖのマイナスアース式とすること。
⑵　シャシエンジンには，次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
ア　オルタネーターは，１２Ｖ－１４０Ａ以上とすること。
イ　オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは，オルタネーターに適合するものとすること。
⑶　バッテリーは，ＪＩＳ規格５５Ｄ２３Ｒを２個又は１１５Ｆ５１を１個とし，コード類は十分に余裕を取ること。
３－８　タイヤ
⑴　使用タイヤは，スペアタイヤを含めチューブレスラジアルタイヤとすること。
⑵　スペアタイヤの脱着が，容易に行える格納装置を適切に取り付けること。
３－９　燃料タンク
燃料タンクの容量は，６５リットル以上とすること。
３－10　視界
⑴　フロント及びリヤの両方のウインドーに間欠式ワイパーを取り付けること。
⑵　左右のフロントドアには，大型のアウターミラーを取り付けること。
⑶　アウターミラーは，運転席から上下左右の傾きの調整及び格納できる電動リモコンミラーとすること。
⑷　フロント及びリヤには，アンダーミラーを取り付けること。
⑸　リヤウインドーは，デフォッガーを取り付けること。

なお，高温防止の安全対策として，一定時間で電流が止まるタイマー付とすること。
⑹　助手席のドアには，上記⑶以外に助手席専用のアウターミラーを適切に取り付けること。
なお，このミラーは可倒式とすること。
⑺　運転室のルームミラーは２段式等とし，助手席からも後方が確認できるようにすること。
⑻　運転席及び助手席ドアの窓ガラスは，電動で上下するパワーウインドウとすること。

３－11　取付計器

⑴　スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。
⑵　エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
⑶　燃料計を取り付けること。
⑷　トランスミッションのポジショニングをメーターパネル内に取り付けること。
⑸　上記の計器は，夜間用の照明灯（内部照明でも可）を取り付けること。

３－12　運転室のエアコンディショナー

⑴　暖房装置
ア　暖房装置は，エンジン冷却水利用の温水型とすること。
イ　暖房装置を運転室内の適切な位置に取り付けること。
ウ　暖房装置は，運転室内を有効に暖房するのに必要な能力を有するものとすること。
エ　暖房装置は，シャシメーカー純正品とすること。

⑵　冷房装置
ア　冷房装置は，シャシエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。
イ　冷房装置を運転室内のフロントの適切な位置に取り付けること。
ウ　冷房装置は，運転室内を有効に冷房するのに必要な能力を有するものとすること。
エ　冷房装置は，シャシメーカー純正品とし，冷媒に使用するガスは，代替フロンガスとすること。
オ　ドレーン水は，適切に車外に排出できるものであること。
なお，冷房装置運転時，結露等のないように適切に対処すること。

⑶　換気装置
ア　外気を運転室内に導入し，送風する換気装置を取り付けること。
なお，この換気装置は，外気を遮断し，運転室内の空気を循環する機能も併せて有するものとすること。
イ　換気装置は，上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。

３－13　運転室内取付品

⑴　運転席及び助手席用のサンバイザーを取り付けること。
⑵　運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。
⑶　運転席及び助手席には，ＥＬＲ付き３点式シートベルトを取り付けること。
⑷　運転席用の補助拘束装置（ＳＲＳエアバック）を取り付けること。
⑸　運転室の床面には，フロアシートを張ること。
⑹　運転席又は助手席付近に小物入れを取り付けること。

３－14　その他

⑴　ヘッドライトは放電管式バルブ型とし，フォグライトは放電管式バルブ型又はハロゲンランプとすること。
⑵　冷却水は，ロングライフクーラントを使用し，凍結温度を－１５℃以下に設定すること。
⑶　各車輪にマッドガードを取り付けること。

４　車体の構造及び架装

４－１　車体の構造

⑴　車体は，大きく分けて運転室と傷病者室に分けること。
⑵　運転室と傷病者室は，完全に仕切ることなくウォークスルータイプとすること。

⑶　天板は，断熱性及び遮音性を十分に考慮した構造とすること。
⑷　側板は，各種資材の収納及び取り付けに対し十分に耐える構造とすること。
⑸　傷病者室の床は，次のとおりとすること。
ア　水洗いに適した防水処置を施すこと。
イ　床は，鋼板の上に合板等を張り，更にその上に保護材を張ること。
ウ　資器材収納庫等床に直接固定するものについては，十分な防水対策を講じること。
エ　床に張るロンリューム等は，壁面（床に直接固定している資器材収納庫等の壁面を含む。）を防水加工すること。
オ　ロンリューム等は，内装色と調和する色調とすること。
⑹　乗降用ドアは４箇所とし，次のとおりとすること。
ア　運転室の左右側面にドア（運転席用及び助手席用）を取り付けること。
イ　助手席ドアの後部にサイドスライドドアを取り付けること。
ウ　車体後部には，跳ね上げ式ドアを取り付けること。
エ　４箇所の乗降用ドアを含むすべてのドアに施錠装置を取り付けること。
なお，この施錠装置は，運転席のドアのロック又はリリースに併せ４箇所のドアがすべて連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。
オ　キーレスエントリー装置（ワイヤレスのドアロック装置でドアのロック及びリリースが容易にできる装置）を取り付けること。
⑺　傷病者室には，次のとおり窓ガラスを取り付けること。
ア　傷病者室左サイドスライドドアの上半分に取り付けること。
イ　跳ね上げ式の後部ドアに埋め込み式の窓ガラスを取り付けること。
ウ　傷病者室内の左側に窓ガラスを取り付けること。
エ　跳ね上げ式の後部ドアの窓ガラスは，赤外線及び紫外線をカットする機能を有すること。
オ　上記の窓ガラスはすべて下方が曇りガラス，又は，これと同等の処理を行うこと。

４－２　座席

⑴　乗車定員は，７名以上とすること。
⑵　運転室には，運転席と助手席を設けること。
⑶　傷病者室には，助手席側に３名分以上の座席を取り付けること。このうち１名分（前方に位置する座席）は，前向きのハイバックシートとすること。
ハイバックシートを含むシート下部は収納ボックス又はスペースとすること。又ハイバックシートには，３点式シートベルトを取り付けること。
⑷　傷病者（１名）用ストレッチャーが収納できる防振ベッドを傷病者室に取り付けること。
⑸　ストレッチャーの前方に１人掛け座席（背当て付きメディカルシートで跳ね上げ式）を設けること。
⑹　傷病者室の座席（ハイバックシート除く）には，２点式シートベルトを取り付けること。
⑺　傷病者室の助手席側の座席にバックボードを固定し，傷病者１名を収容できるようにすること。
⑻　座席表面はレザー（ビニール可）のシート生地を使用すること。
なお，シート生地は，内装色と調和する色調とすること。

４－３　資器材収納庫

⑴　構造は堅ろうで，かつ，走行中の振動による異常がないものとすること。
⑵　外面及び内面は危害を生じ，又は収納物に損傷を与えるおそれのないものとすること。
⑶　各扉及び引出装置には，走行中の振動等により開放しないような固定装置を取り付けること。
なお，固定装置は，容易に固定及び解除ができるものとすること。
⑷　内面には，必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材を取り付けること。

⑸　設置位置は，次のとおりとすること。
ア　傷病者室の前方
イ　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック）
ウ　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック上部）
エ　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック下部）
オ　傷病者室左側の横向き２人又は３人掛け座席下部
カ　その他必要と認める箇所
⑹　傷病者室の前方の資器材収納庫
資器材収納庫内に自動式心マッサージ器及び自動式人工呼吸器（いずれも支給予定品）を収納するための，資器材固定用のマジックベルト等を取り付けること。
⑺　傷病者室の右側のＭＥ機器ラック
（収納及び設置予定資器材）
ア　患者監視装置（支給予定品）
イ　輸液ポンプ（支給予定品）
ウ　タブレット端末（支給予定品）
エ　その他必要と認める箇所
⑻　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック上部）
（収納及び設置予定資器材）
ア　加湿流量計付酸素吸入装置
イ　耐振動血圧計メーター（ウォール型）
ウ　輸液ビンホルダー
エ　酸素マスク収納庫
オ　配線及び輸液管等のフック
⑼　傷病者室の右側（ＭＥ機器ラック下部）
上部分に引き出し式の収納庫を取り付けること。
⑽　車体の右側
ア　収納箇所は，雨水等が侵入しない構造とすること。
イ　車外から容易に取り出せる箇所に，別表２の救助器具等を収納すること。
⑾　傷病者室左側の座席下部の資機材収納庫
この部分には，小物が収納できること。なお，携帯型酸素吸入器の予備ボンベ（２リットル）が固定できる金具等を取り付けること。
⑿　酸素ボンベ収納庫
ア　傷病者室からボンベのバルブの操作が，容易にできるものであること。
イ　ボンベの残量が，容易に確認できるものであること。
ウ　酸素ボンベの固定装置は，１０リットルボンベ２本以上を収納でき，それぞれ個別に脱着できる構造とすること。
⒀　傷病者室右側のＭＥ機器ラック下部にダストボックスを収納すること。
⒁　傷病者室内天井に物入れ用ネットシェルフを前後に取り付けること。
⒂　洗浄装置の上部に，自動手指消毒器を取り付けること。
４－４　ストレッチャー防振架台
⑴　傷病者室中央付近に取り付けること。
⑵　当局で指定するメインストレッチャーを確実に固定し，かつ，容易に解除できる構造の固定装置を取り付けること。
⑶　架台は，ストレッチャーの搬入搬出が容易に行え，搬入時に脱輪し難い構造とすること。
⑷　架台は，左右にスライドが可能な構造とすること。
⑸　架台は，走行等による振動，及び縦横の加速度を吸収する懸架システムを装備しているこ

と。

⑹　左右のスライド幅は２８０ｍｍ以上とし，２箇所以上の位置でロックすることができるものであること。

４－５　酸素吸入装置（定置型人工酸素蘇生及び酸素吸入装置）

⑴　酸素ボンベから傷病者室内に酸素配管を取り付けること。

⑵　酸素配管は，主として側板内及び天板内に敷設し，車内に露出しない構造とすること。

⑶　酸素配管は，十分な耐圧力及び耐蝕性を有するとともに，走行中の振動及び衝撃等に十分に耐える強度の材質のものを使用すること。

⑷　酸素配管には，酸素ボンベ固定装置付近に酸素送り出し用接続口を，傷病者室の次の箇所には，酸素取り出し用接続口を取り付けること。

ア　傷病者室右側壁面に２箇所，接続口型式は川重型とすること。

イ　傷病者室右側壁面の加湿流量計部分に１箇所取り付けること。

ウ　接続口付近に「酸素」の銘板を取り付けること。

⑸　加湿流量計付酸素吸入装置（２人用）を傷病者室右側壁面に適切に取り付けること。

なお，構成品は次のとおりとすること。

| | |
|---|---|
| ア　減圧弁は，２次圧 0.45MPa（4.5kg／cm$^2$）ヨーク型バルブ用 | ２個 |
| イ　三方チーズ（高圧用） | １式 |
| ウ　二連式加湿流量計 | １式 |
| エ　デマンドバルブ用アウトレット（マニホールド） | ２個付 |
| オ　配管ホース（高圧用） | １式 |
| カ　転換器用延長ホース（10m） | １個 |
| キ　二連式加湿酸素流量計用ブラケット | １式 |
| ク　１０リットル酸素ボンベ | ２本 |

４－６　洗浄装置

洗浄装置は，傷病者室の前方の左右いずれかに取り付けること。

⑴　水栓は，電動ポンプによるワンタッチ給水とすること。

⑵　手洗い用シンクを取り付けること。

⑶　水栓には，清水タンクから水を補給する構造とすること。

⑷　シンクからの排水は汚水タンクに溜める構造とすること。

⑸　清水タンクは，５リットル以上のタンクとすること。

⑹　汚水タンクは，５リットル以上のタンクとすること。

⑺　清水タンク及び汚水タンクは，容易に脱着できること。

４－７　資器材取付

当局支給の搭載品，本仕様で装備する資器材を次のとおり取り付けること。

⑴　金属製棚は，鋭利な部分をなくし，当該棚により危害が生じない構造とすること。又棚のエッジ部分にはゴム〈合成樹脂製品でも可能〉で被覆すること。

⑵　金属製棚にボルト等で取り付ける場合は，器具を用いることなく脱着できるようにすること。

⑶　固定又は取り付けは，堅ろうで，かつ，走行中の振動等により異常が生じないようにすること。

⑷　傷病者室の右側のＭＥ機器ラックに次の資器材を取り付け，また容易に取り付け取り外しができるよう専用のブラケット又はホルダーを取り付けること。

ア　患者監視装置（支給予定品）

専用ブラケット及び本体を確実に固定し，操作に支障のない構造とすること。

イ　輸液ポンプ（支給予定品）

専用のブラケット又はパイプホルダーを作成し固定すること。また，パイルダーの取り

付け位置は，輸液ポンプ装着時においても操作に支障をきたさない位置とすること。

ウ　耐振動血圧計メーター

取り付け専用のブラケットを作成し，壁面に取り付け固定すること。

エ　吸引器

取り付け専用のブラケットを作成し，壁面に取り付け固定すること。

オ　タブレット端末

専用のブラケットを作成し，操作に支障のない構造として取り付けすること。なお，タブレット端末の大きさは，別途指定する。

４－８　ステップ及び保護装置等

⑴　サイドスライドドアからの乗降用として，スライドドア内側に階段式ステップを取り付けること。（踏面には防滑ﾃｰﾌﾟ貼付）

なお，このステップの床面及び立ち上がり部分には，塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。

⑵　運転室への乗降用ステップに，塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。

⑶　後部ドアからの乗降用として，ステップを取り付けること。（踏面には防滑ﾃｰﾌﾟ貼付）

このステップの床面及び立ち上がり部分には，塗装剥離防止のためアルミ製の保護板を張ること。

⑷　傷病者室床面の後端部にステンレス製の保護板を張ること。

⑸　傷病者室の床面（スライドドアの昇降口）に金属製等の保護板を張ること。

４－９　取付品

⑴　バックアイカラーカメラ，カラーモニター兼用ナビゲーションシステム及びＥＴＣ車載器

ア　バックアイカラーカメラを車体後部の適切な位置に取り付けること。

イ　バックアイカラーカメラは，次のとおりとすること。

走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合（又は後方モニターＯＮの場合），自動的にカラーモニターに車体後方を写し出すものであること。

ウ　キャビン内のダッシュパネルの適切な位置に，カラーモニターを取り付けること。

エ　カラーモニターは，次のとおりとすること。

(ｱ) カラーモニターはビルトイン又はインダッシュ方式であること。

(ｲ) 走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合（又は後方モニターＯＮの場合），自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。

(ｳ) カラーモニターの画面サイズは，６．５インチ以上とすること。

(ｴ) ＴＦＴカラー液晶モニターとすること。

(ｵ) 昼夜の照度調節が自動であると共に，手動スイッチにより切替えができるものであること。

(ｶ) バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。

(ｷ) カラーモニターは，カーナビゲーションシステムのモニター兼用であること。

(ｸ) ナビゲーション機能は地図情報，車両の位置・進行方向，方位及び渋滞情報等を運転手に正確に提供できることとし，ＨＤＤ又はＤＶＤ方式とする。

(ｹ) カーナビゲーションシステムの地図情報は，緊急消防援助隊として活動する場合を想定し，全国地図及び各都市の詳細な市街地図とし，納車時最新版であること。

オ　バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。

カ　バックアイカラーカメラの取り付け及び配線引き込みは，防水対策を適切に行うこと。

キ　ＥＴＣ（有料道路自動料金支払システム）車載器は，目立たない場所に取り付けすること。

⑵　上衣フック

運転室の後部の適切な位置に上衣フックを３箇所取り付けること。

⑶　小物入れ
運転室の左右ドアの内側に，ドアポケットを取り付けること。
⑷　消防章
消防章をフロントグリル付近の適切な位置に取り付けること。
⑸　消火器
車両用ＡＢＣ粉末６型の消火器を室内の適切な位置に取り付けること。
⑹　タオル掛け
ステンレス製パイプ式のタオル掛けを洗浄装置の付近の適切な位置に取り付けること。
⑺　ホワイトボード
ア　取り付け位置は傷病者室とし，別途指示する。
イ　大きさは，200㎜×200㎜程度とすること。
⑻　アシストグリップ
ア　取り付け位置は，傷病者室の天井付近及び後部ドア付近左側とすること。
イ　取り付け数量は，天井付近については２箇所以上とし前後に取り付け，後部ドア付近左側については，大型のものを取付けること。
⑼　カーテン
ア　傷病者室左サイド部の窓ガラス（スライドドア含む）及び後部ドアの窓ガラス部分にカーテンを取り付けること。
イ　後部ドアの窓ガラス部分のカーテンは，電動カーテンとすること。
なお，スイッチは，運転席の適切な位置に取り付けること。
ウ　カーテンにはすべて，収納用のホック付バンドを取り付けること。
⑽　アナログ式時計
傷病者室の適切な位置にアナログ式時計を取り付けること。
⑾　地図入れ
地図収納スペースを適切な位置に取り付けること。
⑿　ペーパータオル収納ボックス
傷病者室の酸素ボンベ収納部壁面にペーパータオル収納ボックスを取り付けること。
⒀　ポータブル温冷蔵庫
１人掛け座席周囲の床部分に，ポータブル温冷蔵庫の固定具を取り付けること。
⒁　ティシュ・グローブボックス
傷病者室の適切な位置にティッシュ及びグローブボックス固定器具を取付けること。
５　電装品
５－１　赤色灯
５－1－1　赤色警光灯
⑴　フロント上部にビルトインタイプの赤色警光灯を一式，リヤ上部に同じくビルトインタイプの赤色警光灯を２箇所取り付けること。ただし，散光式警光灯（ＬＥＤ式）のものは，両側方から有効に視認できるものであること。
⑵　雨漏れ等のないように適切に取り付けること。
⑶　赤色警光灯の取り付けは，防水対策に十分対処すること。
５－1－２　赤色点滅灯
⑴　フロントバンパーの赤色点滅灯
ア　フロントバンパーの適切な位置に取り付けること。
なお，車両のメンテナンスに支障のないように取り付けること。
イ　赤色点滅灯を台座に取り付ける場合はステンレス製とすること。
ウ　赤色点滅灯は，赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
⑵　リヤの赤色点滅灯

ア　車体後部の跳ね上げ式ドアの適切な位置に取り付けること。
イ　赤色点滅灯は，赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

５－２　拡声装置付電子サイレン

⑴　アンプは，ダッシュパネルに埋め込むこと。

⑵　ダッシュパネルの適切な位置に，アンプの専用マイクハンガーを取り付けること。

⑶　電子サイレンアンプには，次のものを付加すること。

ア　フレキシブルマイク

(ｱ)　運転者が，走行中外部広報できるように，フレキシブルマイク（指向性コンデンサマイク）を運転席の適切な位置に取り付けること。

(ｲ)　フレキシブルマイクとアンプを結線し，途中にマイクのスイッチ（パイロットランプ付き）を取り付けること。

(ｳ)　フレキシブルマイク用のスイッチ（確認灯付き）の取り付け位置は，ステアリングホイール周囲の適切な位置とすること。

イ　音声合成マイク

音声合成マイク本体に車体側より電源を供給すること。

⑷　音声合成音

ア　緊急走行時に電子サイレンアンプを使用している場合において，スイッチ操作により合成音による拡声を自動的に行えること。

イ　スイッチは５個（１ch～５ch）とし，次のとおりとする。又，取り付け位置等については別途指示する。

(ｱ)　１ch のメッセージの内容は,「救急車が通ります。進路を譲って下さい。」とすること。

(ｲ)　２ch のメッセージの内容は,「交差点に進入します。ご注意下さい」とすること。

(ｳ)　３ch のメッセージの内容は,「右へ曲がります，ご注意下さい。」「左へ曲がります，ご注意下さい。」「バックします，ご注意ください。」とすること。

なお，この合成音はシャシのウインカーとバックギアにそれぞれ連動させるものとし，車線変更時や不必要な状況においてメッセージを流さないためのＯＦＦスイッチを設けること。

(ｴ)　４ch のメッセージの内容は,「救急車が出動します。ご注意ください。」とすること。

(ｵ)　５ch のＯＮスイッチは，予備サイレン用とすること。

ウ　上記(ｱ)から(ｵ)のスイッチは全て確認灯付きのスイッチとすること。

エ　合成音は，女声音とすること。

⑸　スピーカーは，防振及び車内へのサイレン音等の流入について十分な対策を講じること。

５－３　室内照明

⑴　助手席側のフロントピラー付近と傷病者室の前向きのハイバックシート上部に，フレキシブルタイプのスポットライト又はＬＥＤライトを取り付けること。なお，傷病者室にあっては５－３（５）のスポットライトで代用可能と認められる場合は，取り付けないことができる。

⑵　運転室に室内灯を取り付けること。

なお，この室内灯は，運転室の左右扉の半ドア警告灯を兼ねるものとすること。

⑶　傷病者室天井に，蛍光灯を取り付けること。

ア　蛍光灯は４箇所以上とし，適切に取り付けること。

イ　使用する蛍光灯は，スターター型とすること。

ウ　使用する蛍光灯は，20W の昼光色とすること。

エ　蛍光灯取付部には，蛍光灯を保護するとともに光りを和らげるための合成樹脂製のカバーを取り付けること。

オ　蛍光灯に光量調節機能を備えること。

⑷　サイドスライドドアステップ及び後部ドアステップを照射するライトを取り付けること。なお，このサイドスライドドアステップライトは，半ドア警告灯を兼ねるものとすること。

⑸　傷病者室内に収容された傷病者の局部を照射することができるスポットライトを取り付けること。

ア　取り付け数量は２個とし，傷病者の局部を有効に照射できるものとすること。

イ　スポットライトは，位置を有効に照射できるよう，容易に向きを変えることができること。

５－４　ＡＣ１００Ｖ関係

５－４－１　インバーター

⑴　走行中にＡＣ１００Ｖを通電するコンセントを使用できるようにするため，ＤＣ１２ＶからＡＣ１００Ｖに変換するインバーターを取り付けること。このインバーターは正弦波インバーターとし５０Hz 用で定格３００Ｗ以上の性能を有するものとすること。

⑵　コンセントの形式は，接手形埋め込み２Ｐ（アース付平行２Ｐで医療機器のコンセントが接続できるものとすること。）型のダブルコンセントを３箇所以上設置すること。

⑶　インバーターのメインスイッチを操作が容易な位置に取り付けること。

５－４－２　商用電源による装置

⑴　車庫に待機中における商用電源の車両への引き込みは次のとおりとすること。

ア　キャプタイヤコード（ＣＴケーブル）とし，長さが 10m で容量に余裕があるものとすること。

イ　キャプタイヤコードの両端には，それぞれ商用電源プラグ（丸型のゴムプラグ[平行２芯]）及び車両接続用コネクター（外部入力用）を取り付けること。プラグ形状は別途指示する。

⑵　傷病者室内コンセント

ア　外部からＡＣ１００Ｖの商用電源を引き込み，車内でＡＣ１００Ｖの電源が使用できるようにすること。

イ　コンセントは，インバーターと共通する自動切換え方式とすること。

ウ　コンセントの形式は，上記５－４－１（２）同様接手形埋め込み２Ｐ（アース付平ロ２Ｐで医療機器のコンセントが接続できるものであること。）型のダブルコンセントとすること。

⑶　自動充電装置

ア　ＡＣ１００Ｖの電源により，シャシ積載のバッテリーに自動的に充電する装置（過充電防止装置付き）を取り付けること。

イ　エンジン始動中は，ＡＣ１００Ｖの電源からの回路が自動的に遮断されること。

⑷　安定化二酸化塩素滅菌器（医療用具等）

ＡＣ１００Ｖの電源により作動するもの。

⑸　自動充電装置，安定化二酸化塩素滅菌器及び傷病者室内コンセントの電源（ＡＣ１００Ｖ）入力は，同一の入力コネクターとすること。

⑹　ＡＣ１００Ｖ入力コネクター（ヒューズ付）をボディー外部の適切な位置に取り付け，防水対策を施すこと。

⑺　キャビン内の適切な位置に商用電源入力中を示す確認灯（赤の発光ダイオード製）を取り付けること。

⑻　配線は同一のコンセントから分岐し，自動充電装置及び傷病者室内コンセントまでそれぞれ結線すること。

⑼　配線は，それぞれの使用電気量に耐える配線をすること。

⑽　配線及び結線部は露出のないようにし，漏電及び防水対策を十分に取ること。

⑾　配線は，適正容量のヒューズを介して結線すること。

⑿　必要に応じブレーカー等の緊急遮断装置を取り付けること。

５－５　ＤＣ１２Ｖ

⑴　傷病者室には，バッテリーと結線するＤＣ１２Ｖのコンセントを３箇所以上取り付けること。

⑵　コンセントの形式は，シガレットタイプとすること。

⑶　容量は，１０Ａ以上とすること。

⑷　詳細な取り付け位置は，別途指示する。

なお，１箇所は，温冷蔵庫設置付近の適切な位置とすること。

５－６　傷病者室の冷暖房装置及び換気扇

⑴　冷房装置

ア　傷病者室の冷房装置を取り付けること。

イ　冷房装置は，傷病者室内を有効に冷房するのに必要な能力を有すること。

⑵　暖房装置

ア　傷病者室の暖房装置を取り付けること。

イ　暖房装置は，温水式のビルトインヒーターとすること。

ウ　暖房装置は，傷病者室内を有効に暖房するのに必要な能力を有すること。

⑶　換気扇

ア　傷病者室の適切な位置に，電動式の換気扇（ベンチレーター）を取り付けること。

イ　換気扇は，傷病者室を適切に換気（排出）するものとすること。

５－７　雑音防止

⑴　各電装品(赤色警光灯等)は，電子サイレンアンプが動作中，スピーカーから雑音を発することのないようにすること。

⑵　充電回路には，ノイズフィルターを取り付けること。

⑶　電気回路の接続を繰り返す所には，消弧用コンデンサーを挿入すること。

⑷　次の箇所には，ボンディングアースを行うこと。なお，アース線は平織のアース線とし，金属で両側端末を処理したものとすること。ただし，樹脂コートなどによりその効果が期待できないものについては，当局の判断にて除くことができる。なお，無線雑音防止用のボンディングアースの取り付けについては別途指示する。

ア　エンジンブロックとボデー

イ　ラジエターとボデー

ウ　ミッションとボデー

エ　オルタネーターとボデー

オ　ワイパーモーターとボデー

カ　運転室ドアとボデー

キ　後部ドアとボデー

５－８　電流計の設置

⑴　構成品は，電流計本体（第一エレクトロニクス製，又は同等以上の性能を有するもの）分流器及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとすること。

⑵　取り付け位置は，電流計本体を適切な位置に取り付け，ヒューズホルダー等は，ステンレスのブラケットでバッテリーに取り付けること。

なお，バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けること。

⑶　電流計は，シャシ標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。

５－９　その他の電装品

⑴　充電式ライトを傷病者室内の適切な位置に設置すること。

⑵　後部ドアには，ハイマウントストップランプを取り付けること。

⑶　エンジンには，アイドリング回転時，使用電気量に応じ，自動的にエンジン回転数を増しオルタネーターの出力をアップするアイドリングアップ装置を取り付けること。
⑷　運転室の左右ドアの後方又は上付近にサイドフラッシヤーランプを増設すること。
⑸　解除スイッチ付バックブザーを取り付けること。
⑹　路肩灯
ア　後輪付近（両側）の適切な位置に設けること。
イ　路肩灯は，保安基準認定品（12V－25W 程度）とすること。
ウ　点灯は，シャシスモールランプ連動とすること。
５－10　スイッチ盤
⑴　傷病者室の適切な位置に架装関係のスイッチをまとめて取り付けること。
⑵　配線等には，必要に応じ保護用リレーを取り付けること。
⑶　スイッチは，使用電気容量に十分耐え得るものを使用すること。
５－11　ヒューズボックス
⑴　架装関係の電源は，ヒューズボックスを新たに設け，適正容量のヒューズを介して供給すること。
⑵　ヒューズは，ブレード式ヒューズとすること。
⑶　ヒューズボックスには，各系統の名称及びアンペア数を明記すること。
⑷　ヒューズボックスは，リレーを含め一括して点検の容易な位置に取り付けること。
５－12　配線関係
⑴　ターミナル部の配線接続は，圧着端子を使用すること。
⑵　配線の貫通部には，ブッシングゴムを取り付けること。
⑶　電装品付近の配線には，圧着端子または，コンセントによる接続を必ず入れること。
⑷　配線は，十分容量あるものを使用し，極力天井及び側板内等に敷設すること。
⑸　配線は，すべて保護のためチューブを通すこと。
⑹　配線は，各系統に色別すること。
⑺　配線及び電装品は，エンジン等の発熱部から十分な距離をとり，防熱対策を施すこと。
５－13　保護装置
車内において，除細動器により除細動を行った場合に，車両の機器等に対する障害（電気的ノイズ及び漏電等による弊害）が起こらないこと。
５－14　自動車衛星電話（以下「衛星電話」という。）
⑴　衛星電話用のアンテナをルーフ上部に取付けること。
⑵　衛星電話を傷病者室で送受信できるように取付けること。
⑶　傷病者室の指定する場所に充電機能付固定ホルダーを取り付けること。
⑷　衛星電話の機種選定については契約時に別途協議すること。
６　無線機及びＡＶＭ関係
６－１　無線機及びＡＶＭ取り付け用ブラケット
⑴　無線機本体，及び付属機器の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し，運転室内の適切な位置に取り付けること。
なお，取り付け面の大きさは，幅４５０㎜，奥行き２００㎜以上とし，適切に加工すること。
⑵　当局が別途支給するＡＶＭ（車両動態表示装置）端末機器の取り付け用ブラケット（金属製台座）を作成し，運転室内の適切な位置に取り付けること。
なお，取り付け面の大きさは，幅２００㎜，奥行き１２０㎜以上とし，適切に加工すること。
６－２　無線機関係及びＡＶＭ関係
⑴　無線機用アンテナ及びケーブル（１５０MHZ・４００MHZ・２６０MHZ）

ア　無線機用アンテナをルーフに適切に取り付けること。
　また，非金属性ルーフの場合は，無線機用アンテナを中心に半径５００ｍｍ程度のラジアル板（金属製）を取り付けアースを十分に確保し，漏水対策等を十分に行うこと。
イ　無線機用アンテナから運転室内の空中線共用器まで，アンテナ用ケーブル（５Ｄ２Ｖ）を敷設すること。
　なお，ケーブル敷設は，露出のないように適切に行い，端末は，２ｍ程度の余長をとること。
ウ　専用のＬ型接続コネクターにより，アンテナ本体とケーブルを接続すると共に，接続部が露出しないこと。
エ　傷病者室用無線機のハンドセット及びＡＶＭの子器を取り付けるためのスペースを確保し，補強を行うこと。
オ　上記⑴エ（無線機のハンドセット及びＡＶＭの子器）を取り付けのため，運転席後部の仕切りで上隅に配線用スリーブ（内径３０ｍｍ以上を２本）を入れること。
⑵　電源配線（１５Ａヒューズ付）は，アクセサリー連動とすること。
６－３　無線装置
無線装置一式を別紙「消防業務用超短波無線電話装置（A）仕様書」のとおり取り付けること。
７　点検口
無線機用アンテナの台座取り付け位置には，車体内側に点検口を取り付けること。
８　訓練旗取り付け用ブラケット
助手席ドアとスライドドアの間上方に，ステンレス製の訓練旗取り付け用ブラケットを取り付けること。
また，ブラケットに適合した訓練旗取り付け用ポールも付属すること。
９　塗装及び表示等
９－１　塗装
⑴　外装の塗装は，救急車指定の白色とすること。
⑵　車体の外面周囲には幅７０㎜の帯状の赤色を入れること。
９－２　内装色
傷病者室の内装色は，傷病者に不快感を与えない色とすること。
９－３　記入文字等
⑴　記入文字の書体は，すべて丸ゴシックとし，体裁よく配列すること。
⑵　記入文字の箇所及び大きさ等は，次のとおりとすること。
　なお，「車両略号」については，塗装工程前までに当局より別途指示する。

| 記入箇所 | 記入文字 | 色 | 大きさ(㎜) | 記入方向 |
|---|---|---|---|---|
| 車体両側及び後面 | 仙台市消防局 | 黒 | 120×120 | 向かって左側から |
| 車体前面 | 「車両略号」 | 赤 | 80×60 | 〃 |
| 車体両側及び後面 | 「車両略号」 | 赤 | 100×90 | 〃 |
| 屋根（対空標示） | 「車両略号」 | 赤 | 適　宜 | 前進方向に向かって左側から |
| 車体前面 | 仙　台 | 赤 | 80×80 | 向かって左側から |

⑶　記入文字の材質は，フィルムとし，住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）又は，同等以上の性能があるもので，フィルム表面には，クリヤ加工処理をすること。
⑷　サイドルーフ両側に上記の他，別途指示する文字及び写真ステッカー及び車体後方両側面

下部には，「平成２４年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」（大きさは別途）と記入すること。

９－４　素地調整

塗装及び文字記入前は，素地調整を十分に行うこと。

９－５　特殊防錆塗装

特殊防錆塗装（ジーバート塗装またはメーカー指定の防錆塗装）を次のとおり行うこと。

⑴　シャシ下廻り

⑵　各ドア内側

⑶　フェンダー内側

⑷　キャビン内側

９－６　表示

⑴　スイッチ類には，すべて名称及び必要な表示をすること。

⑵　計器類には，絵文字，又は名称を表示すること。

⑶　バルブ及びコック類には，すべて名称及び開閉方向を表示すること。

⑷　ストレッチャー架台には，操作方法を明記した銘板を貼ること。

⑸　電源関係のコンセント等には，次のとおり表示をすること。

ア　ＡＣ１００Ｖのコンセントには，その取り付け部の直上に「ＡＣ１００Ｖ」と表示すること。

イ　ＤＣ１２Ｖのコンセントには，その取り付け部の直上に「ＤＣ１２Ｖ」と表示すること。

ウ　商用電源車両接続用コネクター（外部入力用）には，その取り付け部の直上に「商用ＡＣ１００Ｖ」と表示すること。

⑹　燃料補給口には，燃料の種類を表示すること。

９－７　反射テープ

⑴　扉開放時，扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けこと。

⑵　取り付ける扉は，車体外部へ開く全ての扉（スライドドア含む）とする。

⑶　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ９８１－７１型）又は同等以上の性能があるものとすること。

10　取付品，積載品及び付属品

取付品，積載品及び付属品は，別表のとおりとし，この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は，すべて納入すること。

11　取付品，積載品，付属品，及び搭載品

⑴　別表第１，別表第２，別表第３，別表第４のとおりとし，受注者の負担とすること。

なお，これらの取り付けは，受注者が行うものとし，本仕様書に基づいて救急業務に支障のないよう取り付けること。

⑵　別表第５については別途支給する。また，寸法等の諸元は別途指示する。

⑶　別表２及び別表４で指定する積載品，医療機器等には，次のとおり文字を記入すること。

ア　書体は，丸ゴシックとすること。

イ　大きさ及び色については，適宜とすること。

ウ　記入文字については，「仙台市」及びルーフと同じ文字とし，塗装工程前までに当局より別途指示する。

⑷　メインストレッチャーに次の反射テープを貼ること。

ア　貼る位置は，次のとおりとすること。

(ｱ)　メインフレーム左右各２カ所

(ｲ)　メインフレーム前後各２カ所

(ｳ)　４本の脚に各２カ所

イ　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（６８０－７１型）又は，同等以上の性能があるものとすること。

⑸　メインストレッチャーに，固定用自動巻取り式ベルトを一式取り付けること。

別表１　　取付品一覧表（１台当たり）
「数量欄」：単位が「式」と表示されているものは，１式当たり，本体の数量１につき付属品等 1 組を合わせたものである。

| | 品　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 時計 | ２台 | 運転室及び傷病者室（傷病者室は秒針付のアナログ型。）<br>運転室については，運転席及び助手席双方から視認できる小型デジタル電波時計であること。 |
| 2 | ラジオ | １式 | ＡＭ・ＦＭラジオメーカー純正品 |
| 3 | サイドバイザー | １式 | 運転席側及び助手席側 |
| 4 | サンバイザー | １式 | 運転席側及び助手席側 |
| 5 | 無線機 | 各１式 | 無線機アンテナ<br>１５０ＭＨｚ　１組<br>日本アンテナ製　WH-BAN-M6&ELS-500型<br>又は同等以上の性能のもの，配線等各１組<br>４００ＭＨｚ　１組<br>日本アンテナ製　WH-BAN-M6&EL-150M/M型<br>又は同等以上の性能のもの，配線等各１組<br>２６０ＭＨｚ　１組<br>日本アンテナ製　WH-BAN-M6&ELS-500型<br>又は同等以上の性能のもの，配線等各１組<br>無線装置<br>別紙「消防業務用超短波無線電話装置（Ａ）仕様書」のとおり |
| 6 | フォグランプ | １式 | |
| 7 | 地図入れ | １式 | 当局の指定する地図が入ること。 |
| 8 | エアーコンディショナー | １式 | デュアルエアコン又は<br>フロントエアコン＋リアクーラー |
| 9 | 消防章 | １個 | 径 150mm クロームメッキ製 |
| 10 | 前部赤色警光灯 | １式 | 車両メーカー純正品 |
| 11 | 後部赤色警光灯 | １式 | 車両メーカー純正品 |
| 12 | 赤色点滅灯<br>（フロントバンパー） | １式 | 大阪サイレン製　超輝度ＬＥＤ警光灯　ＬＦ－１１Ｄまたは同等以上の性能を有するもの |
| 13 | 赤色点滅灯<br>（車体後部跳ね上げ式ドア） | １式 | ホルムスウィレン製　ＴＩＲＺ５００ＬＦ型（クリアレンズ仕様）　又は同等以上の性能を有するもの |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14 | 電子サイレンアンプ等 | １式 | サイレン：大阪サイレン製　ＯＰＳ－５１０１ＶＱ（音声合成 ROM:№.５１０付）　又は同等以上の性能を有するもの<br>マイク：大阪サイレン製ＭＣ－１Ｖ　又は同等以上の性能を有するもの　（サイレンアンプ付属品可） |
| 15 | スピーカー | ２式 | 内蔵型５０Ｗ |
| 16 | バックアイカラーカメラ | １式 | 車両メーカー純正品または同等以上の性能を有するもの |
| 17 | バックアイカラーカメラ用カラーモニター兼用カーナビゲーションシステム | １式 | ビルトイン又はインダッシュ方式で車両メーカー純正品　または同等以上の性能を有するもの |
| 18 | ＥＴＣ車載器 | １式 | 有料道路自動料金支払システム車載器 |
| 19 | スポットライト | ２本 | 運転室と傷病者室 |
| 20 | 輸液ビンホルダー | ２式 | 傷病者室（２本分）×２式 |
| 21 | カーテン | ２式 | １式は積載のみ |
| 22 | ホワイトボード | １式 | 200㎜×200㎜ 程度の大きさでペン(赤と黒各１本)付き |
| 23 | 補助ミラー（ドアミラー） | １式 | 助手席用ドアミラー |
| 24 | 泥よけ | 4 | |
| 25 | 登録ナンバープレートフレーム（前・後） | 各１個 | |
| 26 | 自動充電装置 | １式 | 七宝電子工業製　ＳＡ－１２ＰＸ－Ｃ　又は同等以上の性能のもの |
| 27 | 衛星電話 | １式 | NTT ドコモ社製ワイドスターⅡ又は同等以上の性能のもの |

別表２　積載品一覧表（１台当たり）
※印は，取付装置を含む。又，文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

| | 品　　名 | 文字 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ※メインストレッチャー<br>点滴スタンド付 | ○ | １式 | メインストレッチャー<br>＃４１５５又は同等以上の性能を有するもの，＃４０８０―Ｓ（専用マットレス３５７－１３，枕・固定用ベルト・固定用自動巻取りベルト及びサイドアームプレート・リリースリンケージシステム付き）<br>点滴スタンド<br>ファーノワシントン社製モデル５１３－１３又は同等以上の性能を有するもの |
| 2 | サブストレッチャー | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル１０７又は同等以上の性能を有するもの |
| 3 | ※バックボード | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル２０１０，４３６－ＢＧ（４本），４４５　又は同等以上の性能を有するもの |
| 4 | メインストレッチャートレイ | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル＃４１５５のパイプに取り付けできるもので取外しが可能であるもの |
| 5 | ※スクープストレッチャー | ○ | １式 | ファーノワシントン社製モデル６５ＥＸＬ又は同等以上の性能を有するもの |
| 6 | 万能オノ | | １本 | （救助器具）ベンケイ又は同等以上の性能を有するもの |
| 7 | ガラスカッター | | １本 | （救助器具） |
| 8 | シートベルトカッター | | １本 | （救助器具） |
| 9 | バール | | １本 | （救助器具）長さ 600㎜ 程度 |
| 10 | 番線カッター | | １本 | （救助器具）長さ 300㎜ 程度 |
| 11 | ※充電式ライト | ○ | １式 | ウルトライトＳ－Ⅱ型（充電器含む）又は同等以上の性能を有するもの |
| 12 | ※温冷蔵庫(AC100V・DC12V 兼用) | ○ | １式 | 大自工業ＩＳ４０３型又は同等以上の性能を有するもの |
| 13 | ※消火器 | | １個 | 車両用６型粉末ＡＢＣ消火器 |
| 14 | バッグ | | １個 | 別表２の№.６～№.10 を収納できるもの |
| 15 | ポーターマット | ○ | １枚 | |

別表３　付属品一覧表（１台当たり）

| | 品　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | スペアタイヤ | １本 | ホイール付（バランス調整済のもの） |
| 2 | スタッドレスタイヤ | ４本 | ホイール付（バランス調整済のもの） |
| 3 | 標準工具 | １式 | 点検ハンマーを含む |
| 4 | 整備工具 | １式 | ドライバー(中)プラスマイナス各１本，<br>プライヤー　１５０ｍｍ１本<br>両口スパナ（８ｍｍ×９ｍｍ，１０ｍｍ×１２ｍｍ，１４ｍｍ×１７ｍｍ）各１本 |
| 5 | 非常信号用具 | １式 | ２色信号灯，赤旗，非常停止板 |
| 6 | 電源コード（10ｍもの） | １本 | キャプタイヤケーブル（ＣＴケーブル）で外部商用 100V 入力用 |
| 7 | フロアマット | １組 | 前後席分 |
| 8 | 車輪止（ゴム製） | １組 | ２ｍのロープ付 |
| 9 | エンジンキー | １式 | リモコンキーを４個<br>リモコン無しのものを１個 |
| 10 | 極圧耐摩耗特殊潤滑剤スプレー | １本 | 公洋商事㈱の精密機械・金具・工具用のもの又は同等以上の性能を有するもの |
| 11 | シリコングリーススプレー | ２本 | ミヤコ自動車工業㈱のＳＧ－２００のもの又は同等以上の性能を有するもの |
| 12 | タイヤチェーン | ２組 | ＳＣＣ製　ケーブルチェーン又は同等以上の性能を有するもの |
| 13 | ワイパースノーブレード | １式 | シャシメーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの |
| 14 | 予備電球及びヒューズ | １式 | シャシ取付数の半数<br>ただし，ヘッドランプとフォグランプは除く |
| 15 | 愛車セット | １式 | 水垢取り剤およびボディワックス（250g）を含む |
| 16 | 訓練旗取り付け用ポール | １本 | ステンレス製Ｌ字型　長さについては別途指示 |
| 17 | 補修用塗料 | １本 | スプレー缶（白色） |

別表４　医療機器等（1 台当たり）
※印は，取付装置を含む。又，文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

| | 品　　名 | 文字 | 数量 | 備　　考 | 医療機器 | 販売資格 | 管理者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ※二連式加湿流量計（定置型人工蘇生装置及び酸素吸入装置用） | | １式 | オキシパック OX-Ⅰ | クラスⅡ | 届出 | 設置 |
| 2 | 酸素ボンベレギュレーター | | ２式 | ヨーク対応型 | クラスⅡ | 許可 | 設置 |
| 3 | ※鋼製１０リットル酸素ボンベ（酸素未充填のもの） | ○ | ２本 | ヨーク式バルブ（取手付） | 非該当 | 不要 | 不要 |
| 4 | ※耐振動血圧計 | ○ | １式 | ウォール型アネロイド式，直径15cm程度 | クラスⅠ | 不要 | 不要 |
| 5 | ※吸引器（AC/DC 兼用型） | ○ | １式 | ＶＬ－６０（AC 用電源付） | クラスⅡ | 届出 | 設置 |
| 6 | 安定化二酸化塩素滅菌器 | ○ | １式 | バクテリサイド | 非該当 | 不要 | 不要 |
| 7 | オゾンガス式除染装置 | | １式 | ㈱タムラテコ　ＢＴ－０８８ | 非該当 | 不要 | 不要 |

別表５　搭載品（支給予定品）一覧表（１台当たり）

| | 品　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 自動式人工呼吸器 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 2 | 自動体外式除細動器 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 3 | 自動式心マッサージ器 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 4 | ショックパンツ | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 5 | 患者監視装置 | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 6 | 輸液ポンプ | １式 | メーカー型式については別途指示 |
| 7 | ショートボード | １式 | メーカー型式については別途指示 |

別紙

# 消防業務用超短波無線電話装置（A）仕様書

Ｈ２４年度
仙台市消防局

1. 摘　用

本仕様書は、仙台市消防局（以下「当局」という。）において平成２４年度に購入する救急自動車に搭載する無線電話装置について、必要な事項を定める。

2. 概　要

支給する装置は、１０W 短信・複信切替方式車載型の水晶発振制御シンセサイザー方式でＦ２Ｄ及びＦ３Ｅの電波を使用する１５０MHz 帯無線電話装置である。

3. 手続き

受注者は、車両引渡しの時点から無線局（「陸上移動局」）として正式運用ができるよう自己の負担において必要な手続き（無線局開局申請）を行うものとする。手続きに必要な事項は別途指示する。

受注者は、車両納入時に次の完成図書（車両一台あたり）を提出すること。

⑴　無線局免許状　各１部
⑵　無線局申請書の写し　各１部

4. 装置の構成（一式につき）

本装置は、次の機器類をもって構成する。

⑴　送受信機（単信・複信切替方式、別途支給）　１台
⑵　電源ノイズフィルター　１個
⑶　空中線共用器　１台
⑷　送受話器（ハンドセット型、掛金具を含む、車内用）　２個
⑸　スピーカ（車内型）　１個
⑹　通話分配器（助手席と患者室の分配用）　１個
⑺　取付工事雑材　１式
⑻　AVM 端末装置（富士通製 CA－１００Ｅ型又はＨＧ－２ＳＰＵ０２型　別途支給）　１台
⑼　AVM 補助端末装置（富士通製 CA－１０１型　別途支給）　１台
⑽　スピーカ制御箱（別途支給）　１台
⑾　AVM 端末装置用ケーブル　１式
⑿　アンテナ（車両仕様書のとおり）　１式

5. 機器仕様

⑴　無線局呼出名称（別途指示）を送受信機、送受話器に表示すること。
⑵　車両整備でバッテリーを取外す等、送受信機への電源が完全に長期間絶たれても、電源を再投入した際にチャンネルが次のいずれかの状態になること。
　ア　予め設定した主チャンネル
　イ　電源切断直前のチャンネル

6. 取付仕様

⑴　受注者は、本装置及び別途支給する AVM 端末装置並びに AVM 補助端末装置等を当局が指定する救急自動車に取り付けるものとする。なお、受注者から要求があるときは、支給品に関して必要な技術資料を提供する。
⑵　電源は、当局が指定する箇所から取り出すものとする。
⑶　各テーブルにあっては、適度な余裕をもたせ、またその余長は束ねる等の処理を行うものとする。
⑷　本装置一式を取付後、総合調整を行うものとする。
⑸　取付箇所、配線等の詳細にあっては、当局の取付工事現場立会い及び協議によって決定する

ものとする。

7. 取付場所
取付作業を行う場所にあっては、当局が指定する仙台市内の場所とする。

8. その他
⑴ 本仕様書に疑義が生じた時は、発注者の指示または承認を受けるものとする。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なものについては受注者の負担でこれを処理するものとする。
⑵ 接続系統図等　別紙のとおり
別紙資料１　接続系統図
別紙資料２　AVM 端末装置概観図

高規格救急車

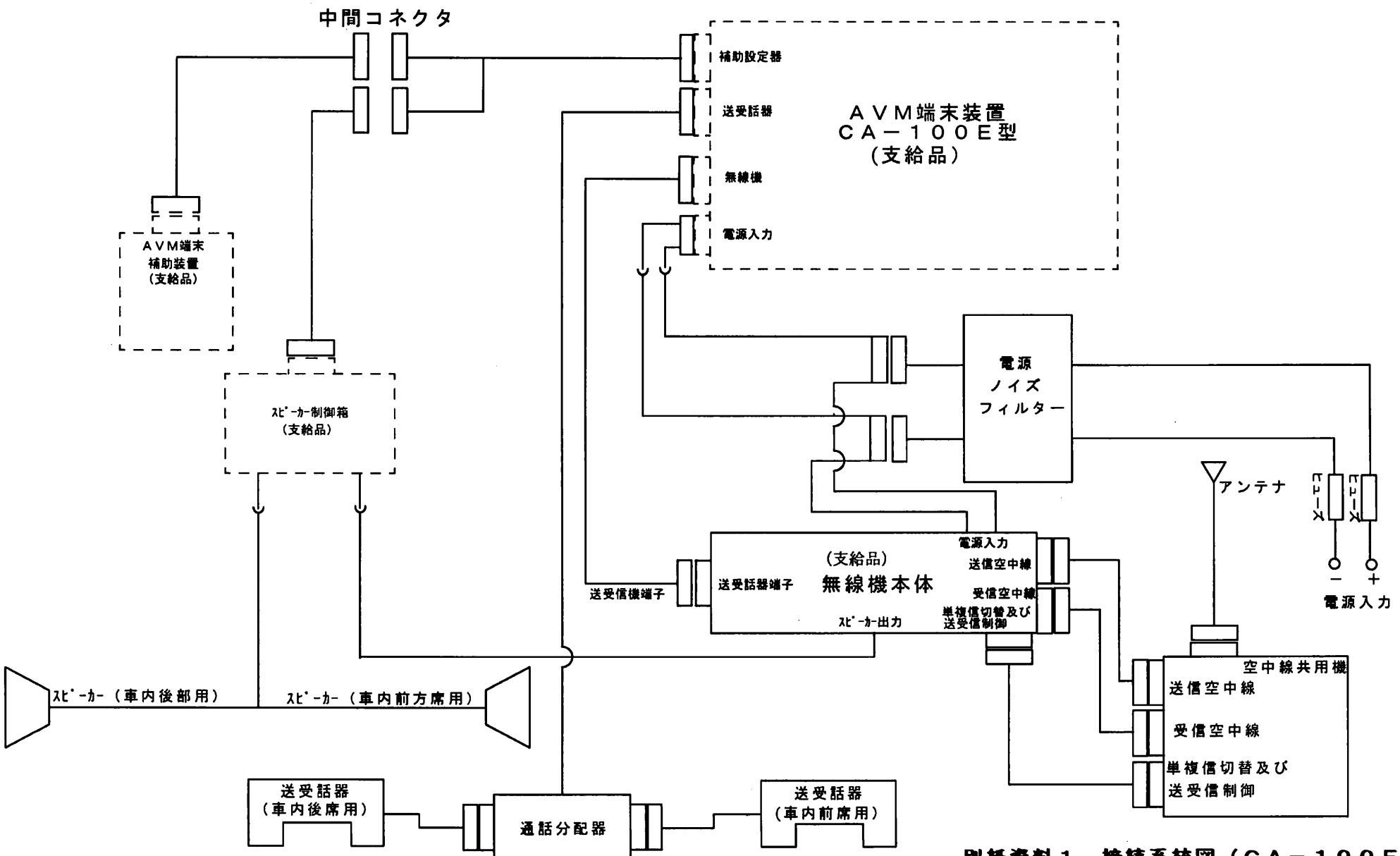


別紙資料１　接続系統図（ＣＡ－１００Ｅ型）

別紙資料2

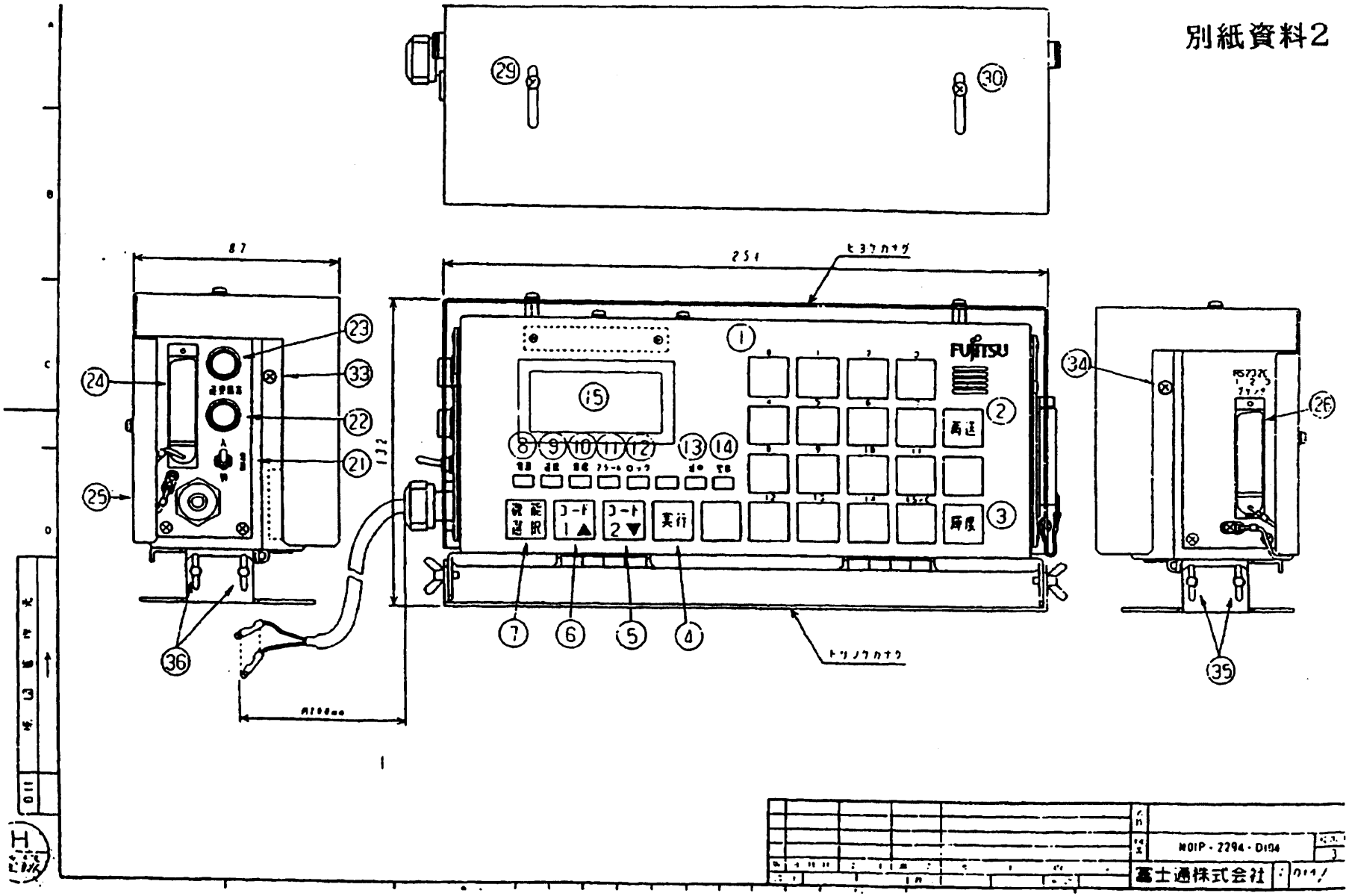

㊞

［別紙１－１］

# メンテナンス体制証明書

［高規格救急自動車］

1　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

(1)　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

(2)　入札希望者との関係

(3)　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

(4)　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1 日で対応いたします。

2　部品供給体制

(1)　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

(2)　供給系統（フローチャート図）

㊞

［別紙１－２］

3　技術員の派遣体制

(1)　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、1 日以内で対応いたします。

(2)　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

---

平成　　年　　月　　日

上記について確認しました。

仙台市消防局総務部管理課長　　曽　根　　隆　㊞

㊞

［別紙２］

# 同等品申請書兼承認書

〔高規格救急自動車〕

(　／　枚)

| No. | 品名(材料) | メーカー名・型式 | 諸元 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

※　上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部管理課長　　曽根　隆　　㊞